

午前十時 零分 開会

○議長（三ヶ尻正友君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしてあります議事日程第七号により行います。

日程第一により、昨日に引き続き一般質問を行います。通告の順序により、発言を許可いたします。

○十二番（後藤健介君） 最初に、質問通告の順番の変更についてお許しいただきたいと思います。（五）家庭・学校・地域を含めた教育活動の充実につきましては、これだけが教育委員会でありますので、最後に回させていただきたいと思います。御了承ください。

それでは、本題に入る前に、若干歴史漫談から入りたいと思います。

今から六十三年前、一九三九年九月に、ヒットラーのポーランド侵略の報を受けて、平和か開戦かの関頭に立ったイギリス議会で、歴史的な場面が現出されました。労働党議員のアーサー・グリーンウッドが、なおヒットラーとの妥協を策する保守党のチェンバレン首相に対し、野党を代表して質問に立ったのです。質問に立った彼が一瞬たじろぎを見せたとき、保守党席から、「アーサー、スピーク・フォー・イングランド」という叫び声がありました。日本語に訳しますと、「アーサー、イギリスの名誉のために語れ」という激励の言葉であったのです。「アーサー、スピーク・フォー・イングランド」、これはグリーンウッド議員と野党労働党をしてイギリス国家の究極の名誉のためにドイツ開戦を政府に迫る歴史に残る名演説となったとされております。そして、この出来事が、イギリス国民が一つになってドイツとの長い戦争を戦い抜く力となり、新たなイギリスナショナリズムの記念碑となったという史実があります。私も時々、共産党議員諸君の議会質問に対し、温かい激励の言葉を贈るのですが、（笑声）同じような状況だったのではないかと思います。

では、なぜアーサー・グリーンウッドの演説が、イギリスの憲政史上に残る演説になったのか、これを理解するには、当時のヨーロッパの情勢とイギリスの国内情勢を知る必要があります。

第一次大戦後の、御承知のとおりベルサイユ条約によって敗戦国ドイツは、天文学的数字の賠償金を連合国に支払わねばならず、国土は戦火によって荒廃し、ドイツ国内は極度の貧困と社会混乱に陥ったわけでありました。この混乱の中に、ベルサイユ体制の打破を政治目標に掲げたヒットラー率いるナチスドイツが台頭してまいりました。一九三三年一月、ヒットラーは、合法的選挙で政権の座につき、首相となったわけでありました。政権を取ったヒットラーは、ベルサイユ条約を無視し、軍備を拡張し、次々と対外強行施策に乗り出しました。近隣諸国への侵略を繰り返し、ついにはズデーテン地方の併合に至ったわけでありました。このドイツによるズデーテン地方併合に関して、関係諸国の会議が開かれたわけでありましたが、これが歴史上有名なミュン

ヘン会談であります。時のイギリス首相チェンバレンは、ヒットラーに対しズデーテン地方の併合を認めるかわりに、欧州の安全保障への協力を約束させたのですが、しかし、ヒットラーは、チェンバレンの弱腰外交の足元を見透かすように、一年後の一九三九年九月一日、隣国ポーランドへの武力侵攻を開始したのです。まさにチェンバレンの宥和、外交政策の破綻であります。

英国労働党は、第一次大戦後、一貫して反戦平和の政治路線を堅持し続けておりました。こういう一触即発の緊迫した、当時のヨーロッパ情勢下におけるアーサー・グリーンウッド議員の演説であったわけであります。この演説を契機に一九三九年九月三日、イギリス、フランス両国は、ナチスドイツに宣戦を布告し、第二次大戦の幕が切って落とされました。

現在の我が国の国情に置きかえてみましたら、昨年米国同時テロ事件に際し、土井たか子さんが小泉首相に対して、憲法を改正してアフガン戦線に自衛隊を投入し、世界の平和と秩序を守れと迫り、また不審船を早急に海底から引き上げ、関係対象国に断固たる外交措置をとれ、と代表質問で迫ったというところでしょうか。ほとんど我が国では、悲しいかな、こういう場面はあり得ないのでございますが、さて、前置きはこのぐらいにとどめまして、本題に入ります。

今回、ここにありますように、「べっぴんみなで子育て支援計画」という大変立派な計画が策定され、いよいよ本年四月から実行に移される運びとなりました。昨今の我が別府市では、「別府市百年の大計」とか、「日本一の応接間」とか、「別府ニューディール政策」とか、まことに耳に快く、市民の夢をかき立てる美辞麗句が飛び交っていますが、この子育て別府支援計画こそが、別府百年大計の最たるものではないでしょうか。このプランの施策によって育てられた心豊かで心身たくましい子供たちが、二十年後には別府の地域社会を支える戦力となり、三十年後、四十年後には、この地域社会のリーダーとなって育っていくわけであります。

そこで今回は、私の質問は、あくまでも引き立て役に徹し、このプランの策定に当たった関係者に、このプランの神髄をじっくりと語ってもらいたいと思います。ミスター阿南児童家庭課長、スピーク・フォー・別府。あなたのプランにける夢と哲学と想いを語り尽くしてください。

まず第一に、べっぴん子育て支援計画、別称エンゼルプランについて、このねらいと内容について教えていただきたいと思ひます。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

このエンゼルプランにつきましては、まず少子化対策の一環としてのプランでございます。別府市におきましては、子供を健全に育てる環境づくりということで、児童福祉実施計画がございました。平成六年そしてまた平成十一年に国の方が、少子化対策基本方針というのを制定した中で、今後の、今の少子化対策として多くの施策を盛り込ん

だプランが公表されたわけでございます。別府市におきましても、安心して子供を産み、育てられる環境づくりということを中心に五カ年計画で総合的に児童健全育成計画をソフト面またハード面から再構築を図るために策定をしたものでございます。内容につきましては、出産から児童の健全育成ということで、まず保育また教育それから母子保健、雇用、住環境、この五つの大きな柱を策定いたしました。特に保育サービス、また子育て支援につきましては、平成十七年度まで目標値を設定いたしております。そうしたことで、今後このプランにつきましては、実効性のあるプランとして策定をいたしております。

- 十二番（後藤健介君） 今から五十年ぐらい前ですか、まだ日本が敗戦から立ち直ってないときに、ひもじい思いをしておりましたころに、「揺りかごから墓場まで」というキャッチフレーズに代表される欧州諸国の社会福祉政策の充実が、私どもにとってこの世の理想郷として、我が国では語られたことがあります。このエンゼルプランは、まだこのように呱呱の声を上げていないお母さんのお腹の中にいる胎児から青年期に至るまでの期間、母子保健それから保育、教育、雇用、住環境の分野から、家庭・学校・地域社会全体で見守り支援していこうとする内容になるのですね。

では、この別府市の計画策定に当たって、国や県の上位計画があったと思われませんが、この国・県との施策の整合性について伺いたいと思います。

- 児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、上位計画との整合性ということでございますが、国が新エンゼルプランというものを公表されまして、大きな八本の柱で構成をされております。また県におきましては、大分子供育成計画<sup>21</sup>ということで、七本の柱で策定をしております。私どもも、こういう策定を踏まえまして、十分審議会等で検討いたしまして、そのすべてを包括したという形での計画でございます。

- 十二番（後藤健介君） 国や県、それを受けて別府市がこの計画を策定するに至った根本原因は、我が国の少子化の現象にあると思っておりますが、出生率の基準となる国・県及び本市の合計特殊出生率について伺いたいと思います。また、少子化の現状とその原因をどのように市の担当者として認識されているか、伺いたいと思います。

- 児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

合計特殊出生率でございますが、まず平成十二年におきましては、国においては一・三八でございます。県におきましては一・五二ということで、国の平成十一年の一・三四、それからまた県においては一・四二、それぞれ国において〇・〇二ポイント、県におきましては〇・〇六ポイント上昇いたしております。この統計をとり始めて初めて上昇したということでございます。

まず、平成十三年度におきましては、各新聞では一・三九という予想をされております。別府市におきましては、単年度という部分はな

かなか公表されておられません、平成八年から十二年、五カ年で一・二四という数値が出ております。全国また県におきましても、大変低い状況でございます。平成十一年単年度で出していただいたところによりますと、一・一九ということでございます。五十八市町村の中の五十四番目の数値ということでございます。そういうことで、別府市の少子化という部分については、十分認識をいたしておりますし、このたび今年度から実施をいたしました誕生祝い金制度、こういうこともございます。これからこういう部分に期待をしているところでございます。

また現状でございますが、十分これといった核心に触れるものというのにはございませんが、このエンゼルプランを策定するに当たりまして、平成十二年六月にアンケート調査を行っております。そういう中で一番多かったという部分が、まず保護者の方々は、理想とする子供の数については三名というのが一番多いでございます。実際は、一番多いのは別府市では一人、それと二人が約八割を占めております。そういう中で、なぜ実際現実と違うのかという、理想とする数と違うのかということの問いでは、三つございます。一つは、育児、教育の経済的負担、それから仕事と子育ての両立の不安、それから子供を預けるところが少ない。こういう三つが大きな要素であろうというふうに思っております。

○十二番（後藤健介君） ただいまの御答弁の中で、ちょっと私も勉強不足でわかりづらいところがあったものですから、お聞きしますが、「合計特殊出生率」というのは、どういう意味を持っておるのでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

合計特殊出生率につきましては、女子の年齢別出生率の合計でございます。一人の女性が一生の間に産むときの子供の数をあらわしたものでございます。年齢別の女子人口でございますが、十五歳から四十九歳までの人口、これをその年次の母の年齢別出生者数で割ったものでございます。

○十二番（後藤健介君） すると、現在の我が国の人口を維持しようとするれば、この合計特殊出生比率ですか、これが大体二以上ないと横ばいにならないですね。それから、ましてや正常な民族の活力を維持しつつ国力を発展していこうとすれば、三以上に維持しないとイケないというふうに思うのですが、これはどうでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

現在の人口を維持するためには、二・〇八という数値でございます。

○十二番（後藤健介君） 埋め合わせではないのですが、合計特殊出生率の現況を見ましたとき、これは大変深刻な社会問題であるように思います。ここにすべての今後の社会問題のネックが、原因があるのではないか、集約されておるのではないかとというふうに思います。

最近、私がある講演で聞いた話なのですが、このまま我が国の合計

特殊出生率が続けば、百年後の二十一世紀末には我が国の人口がちょうど半分になる。そして五百年後には統計学上からいえば、この地球から我が日本民族は消滅してしまうことになるそうです。五百年という歴史の時間を逆にさかのぼってみますと、ちょうど我が国では足利幕府時代になります。足利幕府時代は、我が国の近世の始まりであり、茶の湯とか謡曲、能、書院づくりの建築と、現在我々が日本文化として世界に誇る文化意識が芽生え、発達した時代なのであります。この五百年という歴史の時間を長いと見るか短いと見るかは、その視点で変わるとは思いますが、中国の歴代王朝の歴史は三百年から五百年であります。江戸時代は二百六十年であり、明治維新後、我が国の近代の歴史はまだ百三十四年であります。

また、オオカミに育てられたロムルス、レムスの双子兄弟が国を興し、蛮族の侵入によって国が滅びるまでのローマ帝国の歴史は八百年であります。このローマの歴史を書いた、大歴史家ギボンが書いた「ローマ帝国衰亡史」の中にこう述べております。「蛮族来たりてローマ滅びたるか、否、ローマはみずから滅びるのみ」と。どんな帝国でも外敵が来ていて滅びる例は少ないのだ。みんな内から滅びていくのだという歴史の哲理を示しております。この出生率の問題こそが、我が国が抱えた最大の問題であり、今すぐに手をつけないと取り返しのつかない問題ともいえます。

次に、女性の社会進出の現象であります。これは戦後、女性の高学歴化に伴う必然的な社会現象であります。これをとめることは、もうできません。しかし、このことが、よい悪いを別にして、我が国の家族のあり方、社会のあり方、子弟教育のあり方に大変革を及ぼしていることもまた事実であります。ですから、この社会現象に適応できる社会システム、行政システムを新たに構築できるかどうか、その必要に迫られているのが、今の我が国、そしてこの別府の課題ではないでしょうか。

次に、このエンゼルプランを熟読したとき、ちょうどこの五十八ページにあります。平成十七年度までの目標値を設定しておりますが、これは実行できる可能性があるのでしょうか。絵にかいたもちでは、何にもならないと思います。その近所をお聞かせいただきたいと思えます。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

エンゼルプランの実効性ということでございますが、審議会の委員委嘱の際に、助役の方から、ぜひ実効性のあるプランとして審議をお願いしたいということをお願いいたしております。審議会におきましても、まず保育所等の視察の現地調査、また私どもが素案で提案をいたしましたこのプランにつきまして、非常に審議が長時間に及ぶこともございました。そして昨年八月でございますが、審議会から市長へ答申がありました。その際、実効性のあるプランとして答申をしたので、ぜひお願いしたい、という強い要望も付されたところでござい

す。市長からも、このプランにつきましては、今後の別府市を考えると非常に大きいものがある。少子化について全庁体制で取り組む、というねぎらいの言葉もあったわけでございます。子どもも関係各課また関係部署と十分協議しながら、できるところから一つ一つを実施していきたいということでございます。あくまでもこのプランにつきましては、子どもは実効性があるプランとして推進をしまいたいという考えでございます。

○十二番（後藤健介君） そうなのですね。私も全くそのとおりと思います。この計画を実行するためには、実現するためには、全庁体制で取り組まねばならないことはもちろん、全市民を挙げての二十一世紀を通ずる世紀的目標として取り組む必要がある問題だというふうに私は認識しております。

そこで、次は、この中の個々の問題について少し掘り下げてお聞きしてみたいと思います。

まず、公立保育園の民営化についてでございます。公立保育園を民営化するということにつきまして、私は、個人的な意見としましては、幼児教育、保育行政に当たって、公立、私立の施設間のすみ分けというのは可能ではないかなというふうに思うわけでございます。そして、民営化の目的と行政の役割について、なぜ民営化をなさねばならないか、それについてどういう認識をしているかを伺いたいと思います。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

なぜ民営化をしなければならなかったかということでございますが、まず、現在の公立保育所は十カ所、また民間におきましては十五カ所でございます。子ども、昭和四十六年当時からの行政が設置をしてきたということもでございます。現状と施設の老朽化また職員の配置状況、こういう部分。それから現在の保護者のニーズというものが、質的・量的に多様化してきている。これを現在担っている部分は、民間保育園でございます。設置数におきましても、隣の大分市さんと比較をしますと、別府市の人口の約三・五倍、四十三万六千人の人口に対して公立保育所十二カ所でございます。そういう状況から、今後、保護者のサービス、また市民サービスの向上を図るために民営化を今回、公立市立保育所の再編計画の一つとして実施をするというところでございます。今回、議案でも御提案を申し上げておりますが、この市立保育所の民営化による効果につきましては、保護者、また市民の方々に十分子どもは還元できるという確信を持って御提案をさせていただいております。

○十二番（後藤健介君） それは、こういうことも意味するのですか。例えばこれは私見でございますが、公立保育園・幼稚園には、たくさんの従業員、保育士さんがおられますが、この方々は、なべて高い専門知識と豊富な現場経験のある方が多いように私は認識しております。このような高い知識と技能を有する人を、より専門的分野で活用したいということでしょうね。例えばどのような分野があるか、御紹

介いたきたいと思います。いわゆる保育の現場、そのほかに新しい保護者のニーズ等でどういうところにどんどん新しいニーズが出てきておるのだ、できればそっちの方にどんどん回す必要があるのだという、それについて具体的に幾つか御紹介いたしたいと思います。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

今、公立の保育士さんにおきましては、非常にベテランでございます。昨年の七月に開所いたしました地域子育て支援センター、別府市の子育て支援センターがございますが、ここではいろんな相談業務等も実施をいたしておりますし、やはり今の子供さん、お母さん方が子供さんを産んだときから親ということもあろうかと思えます。ただ、やはり保護者として子供が生まれた時点から完成している親はないというふうに思っております。子供とともに親も一緒に成長していく、その過程においてベテランの保育士がそういう相談業務、またそういうサークル等の支援体制、やはりアンケートの中にもありましたように、子育てに不安を抱えているお母さん方は、非常に多くございます。そういうことで支援センター、また児童の健全育成から見れば児童館等であろうというふうに思っておりますし、今、来年度からスタートいたしますブックスタート運動、こういう部分についての読み聞かせとか、こういう保護者を支えていく、保育のみでなく違う面からもバックアップしていくという、そういう仕事であろうというふうに思っております。

○十二番（後藤健介君） よくわかりました。全くそのとおりだというふうに思います。昨今、世にもてはやされております行政改革は、ややもすれば人減らしとか人件費削減という低次元のためにする問題にすりかえられて議論がなされがちであります。しかし、高い識能の持ち主は、やはりその能力を十分に発揮できる分野で活用するという適材適所の理念こそが、私は行政改革の真髄ではないかと思うわけであります。また、多くの社会的なニーズが発生してまいります。それに的確に柔軟に対応していくのも、また行政の私は使命であるというふうに認識しております。この理念・精神を追及・実現するためには、狭い福祉とか教育とか雇用とか、そういう枠を越えた行政の見直しと、それに連動した人材の適材適所が不可欠であるというふうに私は思います。ここにも全庁的な取り組みの必要性が存在するわけであります。

次に関連質問ですが、現在、公立、市立を含めていわゆる別府市内にある保育室で入所待機の状態にある児童の数は、どのくらいあるのでしょうか。全員入れておるのか、それとも待機の状況があるのか。それについてお聞かせください。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

保育所の待機児童ということでございますが、昨年の十月から制度改革がございまして、定員の一二五%以上入所できるという部分がございます。私どもも、一人でも多くの児童を入所させたいということで、一三〇%を超える圏もございます。ただ、広さ、そういうところ

によりまして、なかなか入所ができないという児童がございます。待機児童数については、現在四十六名でございます。

○十二番（後藤健介君） それでは、今四十六名が待ったの状態、待機の状態であるといいますが、これを消化してしまえば、別府市の全児童が大体収容できるというふうに考えていいのか。そうではないのだ、まだほかに保育所等で受け入れる対象の児童はおるといふふうに考えるのでしょうか。その近所をちょっと、数字を教えてくださいたいのですが。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

先ほど言いました待機児童につきましては、現時点の待機児童数でございます。子供につきましては、現在、認可保育園また無認可保育園がございます。無認可の保育園で今四百二十六名の児童が入所いたしております。そういう方々の中にもやはり認可保育園の待機の方もいらっしゃるしますので、認可外保育園で何名待っているかという部分まで数を把握しておりませんが、四百二十六名の中にもそういう児童も含まれているということでございます。

保育所につきましては、年々入所児童が増加をいたしております。平成七年度の千五百名、七年は千五百十四名でございますが、現在はもう千九百六名でございます。児童数が四百名弱でございますが増加をいたしております。未就学児童という六歳までの児童数におきましては大体六千三百名、平成九年度でございますが、六千三百名が今六千九名と、昨年の未現在で約三百名ほど減少しているにもかかわらず、やはり四百名近い方が増加をしている。そういうことで、これまで未就学児童という児童が、幼稚園また保育園に行っていない児童が、大体全体の、平成九年度では四五％。現在では三五％になっております。今は二千九十六名の未就学児童がいるということでございまして、まだまだ保育所の入所は増加するであろうと私どもは考えているところでございます。やはり、そうしたことから在宅児童を含めた子育て支援のノウハウ、こういうものを公立としてまた担っていきたいというふうに考えているところでございます。

○十二番（後藤健介君） 初めて聞いたのですが、まだ二千名になんなんとする児童が、今は母親のもと、家族のもとにまだ抱えられておるのですね。ところが、今後、雇用形態の変化等も当然考えられますので、この子供たちをどう育てていくかということが、隠れた児童保育の問題点ではなからうかな。まだ表面には浮かび上がってこないが、ここに大きな光を当てていかないと、ベっぶ子育て支援計画は、いわゆる仏はつくっても魂は入れた状況にはならないというふうに私は認識しています。これにつきましては、また後、子育て支援センター等でも詳しく聞きたいと思いますが、その前に、今年度から認可外保育園に対しての助成制度が実施されたのですが、現在の認可外保育園の数と、その位置づけをどう考えておられるか、伺いたいと思います。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

認可外保育園の数でございますが、まず平成十二年度十六カ所でございます。平成十三年度に入りまして、三カ所新設をされまして、現在十九カ所というふうに把握をしているところでございます。

また、位置づけにつきましては、認可保育園に保育時間の関係、また仕事の関係等で預けられないという保護者がございます。そういう保護者にとりまして、現在の別府市の雇用環境、雇用部分を含めまして社会環境の中で大変必要不可欠な施設であるという位置づけを持っております。認可保育園の補完的役割を十分担っていただいているという認識でございます。

- 十二番（後藤健介君） わかりました。私事にわたって大変恐縮ですが、十五年ぐらい前に、私は陸上自衛隊の厚生福祉関係の総元締めの役割についておりました。この当時、埼玉県朝霞市にあります朝霞自衛隊から、官舎地区に防衛庁の保育園をつくってくれないかという要望が強くなされてきたわけでございます。それで、この朝霞の官舎地区には八百世帯以上の自衛隊の隊員及びその家族が住んでおり、保育が必要な児童が二百名以上上がっておったのですが、近辺の箇所は住宅地として、ベッドタウンとして急成長してきたところでありますので、公立、私立、認可外を含めてなかなか施設数が絶対的に足りないわけです。それで、防衛庁として何とかできないかという話があったわけですが、このため当時の厚生省、文部省と随分交渉を重ねて参ったのですが、防衛庁が運営する保育所の設置は、認めてもらえませんでした。

ちょうどそのころ、新宿とか池袋の盛り場周辺で夜の職業に従事する女性が、幼児を預けて仕事場に行くわけでございますが、この保育施設での痛ましい事故、火事とか幼児の死亡事故とかありまして、新聞で大変多く報道されていたのであります。そういう二つの事象を踏まえて、私は本当に不勉強でございましたが、認可外保育所という、何かこう、闇の存在であるという認識にとらわれておったわけでございます。今こういうお話を聞きまして、行政が助成をする、いわゆる認められた形になった、立場になったという認識を強く持ったわけでございます。それで、随分やっぱり世の中変わったのだな。この原因は、やはりもう現場といいますが、社会のニーズが先に進んだのだ、それに行政が追いつかないので、今あるそういう制度といいますが、存在を行政としても国としても認めざるを得なかったのだというふうに私は認識したわけでございます。

ここで大切なことは、認可外保育施設といっても、預けられている幼児の安全、これについては十二分に配慮されなければならないというふうに私は思います。またあらねばならん、これはもう絶対条件でございます。そこで、行政の立場として適宜の現場指導が必要だと思うのですが、この点についてはどう考えておられるでしょうか。

- 児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

認可外保育園につきましては、管轄は国でございます。ただ、届出

等におきましては、県が委任を受けて、県が指導をいたしております。別府市におきましても、平成十二年度、国の少子化対策臨時特例交付金、これを交付する中で施設整備もしたところでございますが、私どもも毎年県の各園の立入調査がっております。その際に別府市も同行いたしまして、まず安全面それから避難場所等の点検を実施いたしておりますし、本年度から私どもも認可外保育園の助成ということで公的助成を実施いたしました。その要綱の中にもその立入調査等をうたっておりますし、私どもも職員が各園に出向いてそういう指導をいたしております。今回の助成ということで、現在、この認可外保育園が一つになりまして、これまで連絡協議会がなかったわけですが、そういう部分も設置をされました。皆さん方で集まって協議をし合う場、また行政と話し合いをする。また、私どもの窓口でそういういろんな相談事も聞くようにいたしております。そういうことで十分今後とも安全面等につきましては、立入調査といいますが、こういう部分を実行していきたいと考えているところでございます。

○十二番（後藤健介君） さっきの公立保育園の民営化にあって、それなりの識能と経験を持った方が、ここの方に転園をされると言いますが、やはりこういう認可外保育園の安全面もさることながら、やはりもう一つは保育の充実といいますが、内容の充実ということも大切でございますので、適切なアドバイスの立場もまた現場においてする役割も必要かと思うのです。こういうものを見ても、公立保育園の今の保育士さんたちの活躍の場もまたあろうかというふうに私は思うわけでございます。

次は、子育て支援センターについてお尋ねをいたします。

先日、新聞の記事で内蔵の子育て支援センターのことが紹介されておりました。私も興味を持って読んだのですが、この記事から、現在育児に当たられているお母さん世代の要望が大変強い施設だというふうに感じました。そして、この支援センター事業の内容を含め、利用状況について伺いたいと思います。また、この需要に応ずるために、今後別府市としてはこの子育て支援センターというのをどのように拡大していくというのですか、充実していくかについても伺いたいと思います。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

昨年七月一日に、内蔵保育所の中におきまして、これは国の国庫補助事業でございます、地域子育て支援センター事業ということで、支援センターを開設いたしました。この支援センターの役割という部分につきましては、在宅児童家庭の保護者に対して子育てのノウハウ、またそういう場所を提供するというのが目的でございます。現在、職員を三名専任として配置いたしております。この中の事業と実績ということでございますが、まず面接、また電話等による相談業務を行っております。これは昨年七月から本年一月末までの数値でございますが、相談に見えられた方につきましては、件数で五十九件ござい

ます。また、インターネットによる相談業務ということで行っておりますが、これが現在十八メールということでございます。また、テーマ別に二十四時間のテレホンサービスを実施いたしております。これが百八十カウントでございます。それから、子育てサークルの支援、いろんなサークル活動の場を提供して支援をいたしております。これにつきましては、開設当時、親子二十組でございましたが、一月末現在ではもう百四十一組という非常に、今の施設でもう限度という状況になっております。これは、このサークルそれぞれ、以前は公園デビューとか、お母さん方がいろんなあれがあったわけですが、なかなか出会う場がないということから、私ども、各保育所の保育士さんと何でもできることをやろうということで、この支援センターを開設する前に、昨年五月から公立保育所の園庭開放、午前中園庭を開放しようということで実施をいたしました。多い日には一日二十組の親子の方が来て、そこで出会っている。いろんな相談事も話し合っているということ、そういう方々が、やはり浜脇、また野口校区から内灘、亀川まで今いっているような状況でございます。

この支援センターの子育てサークルという部分、ここでもいろんな行事等もやっております。昨年十二月二十二日だったと思いますが、クリスマス会というのも社会福祉会館で、この主催で実施をいたしました。私も出席をいたしました。約百組の親子の方が出席をいたしております。おじいちゃん、おばあちゃんも含めて多くの家族の方が見えております。私もそのときに非常に、ああ、このセンターは非常によかったな、これだけの方がこんなに利用しているのかという実感をし、再認識をしたわけでございます。終わった後も非常によかったと、この施設ができて大変よかったと、お母さん方からそういう言葉もいただきました。今後につきましても計画をしているところでございますし、また乳幼児の健康診査時に一議案質疑でもお答えいたしましたが一社会福祉会館で本の読み聞かせに「出前保育」という形で職員が出向いております。これも大変好評をいただいているところでございますし、ホームページを開設し、別府市の保育園の現状等につきまして情報提供をいたしております。また、そのほか絵本の貸し出し、また子育て情報誌というのを毎月発行いたしております。また、子育て教室を年一回実施をするということで、今度の日曜日、三月十七日にニューライフプラザで子育て講演会、これはこの支援センター主催で実施をいたします。こういうことで多くの方々に非常に親しんでいただいている。もう本当、開設してよかったなという私は実感でございます。これも各保育所の保育士さん方が、今なにをすればいいのかということで、皆さん方が知恵を出し合ってこれをやろうということで、上司に相談をし実施をしたわけでございます。非常に多くの方々から喜んでいただいているということでもあります。

今後につきましては、この支援センターの重要性というものは、十分もう認識をいたしております。エンゼルプランにおきましても、平

成十七年度までには四力所設置をするという計画もございます。ぜひ早い時期にこういう部分は設置をし、保護者のニーズにこたえたいと考えているところでございます。

- 十二番（後藤健介君） 大変夢のある、そしてまた、その夢が実現可能な夢だということで心強く感じたわけでございます。当然これから派生して、その子育て支援センターに長い人生の経験を持った、例えば近所のお年寄りがそこにまた噛んでいく、そうしますと、親、子、それから孫にわたる三世代の地域社会の連帯が、また新たに生まれてくる。これは無限に社会のきずなを強める核となって、輪となっていくというふうには私は感じるわけでございます。こういうことには、幾ら金を使っても惜しいという納税者はいません。どんどん夢の実現に向かって邁進していただきたいと思えます。

次は、最後の問題になりましたが、今度は教育委員会でいきたいと思えます。

家庭・学校・地域を含めた教育活動の充実についてということで、今、児童家庭福祉の立場からエンゼルプランについての説明を受けたわけでございますが、私は、この問題は、福祉という視点よりも、むしろ生涯教育という視点からとらえた方がいいのではないかというふうに思うわけでございます。

まず、現在ある学校教育は、幼稚園、小・中学校、高校、専門学校、大学という一つの大きな縦の軸があります。これに接続する形で各種の社会教育があるわけでございます。ところが、この縦軸の中の最初の部分ですね、幼稚園の前の部分。ここが今まで空白だったのですね、空白。この空白の部分で今回、幼児教育及び保育・母子保健ですか、母子保健の立場からこの問題が接続してきたわけですね。ですから、これは画期的な問題が提起されてきたというふうには私は認識しております。そして胎児、お腹の中からののですからね、このプランは、胎児、幼児から老人に至るといふ、その縦糸に絡む形で今度は家族はどうあるべきか、そして幼児の保育施設はどうあるべきか。今、園庭開放とかいろんな形が提起されています。これからの学校施設はどうあるべきか、そして地域社会のかかわりがクローズアップされてきたわけでございます。こういう観点から教育委員会として家庭・学校・地域社会を含めた教育活動についての充実について、そのお考え、具体的な案ではなくて、むしろその哲学といいますが、大きな物の考え方についてお話しいただければと思えます。

- 学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

子供たちの心も体も豊かな育ちを願っているところでございますが、このことは、エンゼルプランの趣旨と軌を一にしますと申しますか、同じであるというふうには考えているところでございます。教育という面から子供たちの現状を見てみますと、少子化の影響もあるかもしれませんが、人とかかわる力、人とかかわる力に衰弱傾向がある、そんなふうには受けとめています。

そこで、乳幼児の子供の育つ環境を、母子だけの密室から、多くのいろいろな人々と接することができる環境へ変えていくことが当面の課題である、こんなふうを考えています。課題を解決するための第一として、父親の育児参加を進めることだと考えています。ちょうど大学を卒業する年代は、家庭科で男女共学と申しますか、学んだ人たちが、今大学を卒業する年代となつてまいりました。彼らが親になるころ、家庭は男女でつくる、こういう意識がだんだん高まっていくのではないかと、そんなふうを考えています。

その第二として、学校教育の中で、幼稚園も含めまして乳幼児や高齢者など年齢や世代の異なる人とかかわる体験を取り入れることが大事だ、そんなふうと考えています。実際に中学校の生徒が、幼稚園を訪問しまして交流を深めたり、またお年寄りの方が幼稚園に行っているんな触れ合いをしているというような活動も聞いています。これから家庭科、それから総合的学習の時間等を大いに活用するよう指導してまいりたいと考えています。

○十二番（後藤健介君） 大変大事な視点を今披露されまして、私も本当にそうであると思います。このほかに「少年自然の家おじか」とか、そういうところのいわゆる自然に楽しむというような場の提供、それからそういうプログラムの提供も必要かと思ひますし、いろんな形でこれは考えれば考えるほどどんどん膨らんでいき、また中が深まる問題でございますので、どうか教育委員会もこちらの方の児童家庭課とタイアップしてやっていただきたい。ここで育つたりするのが、即小学校に入ってきて、「三つ子の魂百まで」と言ひますが、ここがうまくいかないと、小学校以降の教育は成り立たないというふうにもつながってくるわけでございますので、ぜひその近所を重く受けとめていただきたいというふうに思ひます。

時間もまいりましたので、もう最後の結言に入つていかせていただきますが、今回、エンゼルプランについて児童家庭福祉それから幼児教育、生涯教育の立場からこの問題についての行政としての認識・哲学をお聞きして、十分私としても理解を得ることができました。この問題は、五百年後に日本民族が滅亡するか否かの問題に直結する民族的な課題なのです。まず「隗より始めよ」。児童家庭課が中心となり、全庁、全市民が一丸となつて別府の未来を切り開くための行動に移らねばならないと思ふ次第であります。

過去何回も一般質問の中で御紹介しましたが、中国の古語に、「一年の計は穀を植うるに如くはなし、十年の計は木を樹うるに如くはなし、百年の計は人を樹うるに如くはなし」という言葉がございます。春に種をまけば秋には収穫ができるということで、一年の計は穀を植えれば事足りるということです。しかし、百年の計を全うするには人を育てるということに尽きるわけでございます。

ここでまた言ひたいのですが、この場におられる、そして、この場にはおられませんが、全市のレディース・アンド・ジェントルマン、

スピーク・フォー・チルドレン・アンド・マザー・イン・別府、「別府市民の諸君。別府の子供と母親のために語れ！別府のために」。その将来のために、別府の子供について大いに今後も語っていきたいと思います。何かこの件につきましてございましたら、御所感をお願いいたします。

○助役（安倍一郎君） 一言、私の方からお礼を申し上げます。

国のエンゼルプラン、そして県の大分子供育成プラン<sup>21</sup>に基づきまして策定をいたしましたべっぶ子育て支援計画。これは、少子化対策を進める上での私どもの重要な計画の一つ、こういうふう認識をいたしておりますが、ただいま議員の方から大変な評価、そして貴重なまた御意見を賜りまして、ありがとうございました。

あわせて、現在市では「日本一の応接間」、そして本年度予算編成に当たりましての「ニューディール別府版」などを提唱させていただいておりますが、これは美辞麗句ということではございませんで、現下の厳しいこの経済状況の中で国際観光温泉文化都市、この別府市が、二十一世紀に向けて目指しております重要なスローガンないしは施策目標でございますので、これにつきましても、このべっぶ子育て支援計画と同様に議員の御支援、また御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○三番（黒木愛一郎君） 観光行政、スポーツ観光について、ワールドカップについて、市民の意識、ホスピタリティーについて。十九番目です。質問することがなくなって、何を言っているかと……。ちょっと時間も早目になると思いますけれども、その分職員さんたちも少し気が楽になるのではないかと思います。

まず、スポーツ観光について。昨年の議会でもスポーツ観光について質問をしました。「大事な観点である」と答えをいただき、「努力する」という内容をいただきました。実際には、合宿や大会誘致もふえていると思います。市の積極姿勢でスポーツイベント誘致推進事務局ができ、誘致活動をしているとのことでした。温泉とスポーツの相乗効果で健康増進が図られると思いますので、これまで以上の積極的な誘致をお願いいたします。目に見える形で、ジャージを着たお客さんが、温泉めぐりをしたり別府のまちを歩いている姿が見えるようになることを望んでいます。

別府は、ホテル・旅館、温泉、海、山など、すばらしい景観があり、また距離的に近い市内に体育施設や病院があります。また、スポーツ選手には欠かせない整骨院や治療院もたくさんあります。このすばらしい環境、また施設を宣伝し、お客さんを集める努力をすべきだと思います。例えば私の知り合いが、昨年ソフトボール大会で全国大会に行きました。そのときに対戦相手にパンフを配ってもらい宣伝をし、交流を深めました。スポーツ振興費補助金をもらって全国大会等に出場する選手に別府のパンフを持っていってもらい、対戦相手の人に宣伝をしてもらうということはどうでしょうか。お願いします。

○スポーツ振興課参事（二宮 司君） お答えいたします。

まず、貴重な御提言を大変ありがとうございます。十三年度実績でスポーツ振興費補助金を利用し出場いたしました九州大会、全国大会は、計五十九件、六百二十八名に上ります。今後、出場選手には早速、別府の宣伝隊になっていただこうかと考えております。

○スポーツ振興課長（木村善行君） お答えいたします。

スポーツ観光ということでいろんなスポーツ団体の誘致ということで、積極的に推進をしていただきたいということでございます。きのうも七番議員からそういう御意見をいただいておりますけれども、現在スポーツ振興課ではスポーツイベント推進事務局を設置しております。二人の職員が営業マンとして各県各地に営業活動にも出席しております。また予算面についても、平成十四年度にもそのための予算を計上させていただいておりますので、また今後ますます私どももスポーツ観光のために一生懸命頑張って取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思っております。

○三番（黒木愛一郎君） 今、ホームページ、私もパソコンなどは全く苦手なのですが、インターネットなどの情報は日々新しくならないといけなと、よく人から聞きます。よくホームページに問い合わせとか、それを乗せるだけではなく、申し込み等もネットなどでやれるような積極活動をお願いいたします。これは、何もスポーツ関連だけでなく、すべての観光施設等にも同じような体制をお願いします。予算もかかることとは思いますが、行財政改革を進める上でもパソコンの利用は欠かせないと思います。質問の趣旨とは少し離れましたが、私の趣旨として述べさせていただきました。

質問に戻りますが、宣伝はやっていくこととしても、大会などを受け入れる上でも施設の充実が必要だと思っております。体育施設をどのように整備していくのか、お願いいたします。

○スポーツ振興課参事（二宮 司君） お答えいたします。

体育施設の整備についてでございますが、御案内のとおり議会の御理解をいただき、平成十五年の春には総合体育館、これは九州トップクラスと考えておりますが、完成をいたします予定でございます。また、実相寺サッカー場も、昨年度、張り芝や散水施設の整備をし、今年度、管理棟の新築と、あわせて防球ネット、観客席、駐車場等を整備し、リニューアルオープンをいたしました。体育施設の整備計画につきましては、現在、熊本市や富山市等の先進地を視察・研究しております。また今後、宮崎、鹿児島等の先進地の視察・調査も予定しております。これらを参考に関係課と協議をしながら、今後ともスポーツ観光の推進及び市民ニーズに基づいた計画的な施設整備に努めてまいりたいと考えております。

○三番（黒木愛一郎君） 総合体育館やサッカー場を軸に、特にこれからのスポーツ観光を考える上で、子供たちの大会を多く取り入れ、先々

子供たちにリピーターとして来てもらうためには必要なことではないかと思っております。平成二十年の二巡目国体開催に向け、さまざまな要望や計画があるかと思いますが、別府観光のためにも取り組みをよろしく願いたいしまして、ほかのことではちょっと質問がダブりますので、スポーツ観光の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、ワールドカップについてまいりますけれども、これも十五番井田議員、二十五番江藤議員が質問しましたので、このワールドカップは別府の起爆剤、波及効果も大きいと思います。活発な別府観光誘致・宣伝をよろしく願いたいしまして、質問を省きます。どうもありがとうございました。（発言する者あり）

次に、市民の意識、ホスピタリティーについて。これは、ことしの市報一月号、市長が、「ホスピタリティーを新しい柱に」。これをやっぱりちょっと読んでみましたけれども、本当に素晴らしいことだと思います。今までは外に向けての宣伝というのは、本当、たくさんやっていることと思います。来たお客をどういうふうに迎えるか。やはりこれがリピーターとしての一番大事なことはないか。これを読んで、「ああ、さすが市長だな」と、本当に感心しております。（発言する者あり）ありがとうございます。

そこで、ホスピタリティーというソフト面の言葉ですね。「ホスピタリティー」という言葉は、お年寄りや子供、特に私など英語の苦手な者にはなかなかなじみにくい言葉なのですけれども、この「ホスピタリティー」とは「おもてなしの心」と理解していますが、どのようにお考えですか。願いたいします。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

「ホスピタリティー」とは、「心のこもったおもてなし」、「歓待」、「厚遇」という意味でございます。とても大切なことは、心のこもったサービスを表現するということでございます。したがって、ホスピタリティーを伴わないサービスは、人の心をとらえないと思っております。

観光立市であります別府市にとりまして、観光地が名勝だけに頼ってはいは、時代に取り残されていくでしょうし、やはり訪れる観光客の方々に、訪れてよかった、またぜひ来たい、と思えるホスピタリティーを忘れてはならないと考えております。

○三番（黒木愛一郎君） そのとおりだと思います。市長の市報にも、

「住む人も、訪れる人も生き生きと輝き、心安らげるまち、と言われるものをつくることです。これはお金で買えるものではありません。人の心の問題です」と。本当にそう思います。心のこもったおもてなし、これは当たり前のことわかっていますけれども、いざ実行に移すとなると、なかなかできないものだと思います。心のこもったおもてなしを観光関係者だけでなく、市職員並びに市民一人一人がその気持ちを持っていただきたいと思います。いかがでしょうか、お願い

いたします。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

観光サイドから申しますと、観光地として栄えていくためには、全市を挙げてホスピタリティの周知徹底を図っていかねばならないと考えておりますし、また市職員につきましては、マナーアップの一環として「オアシス・プラス・ワン運動」を実施しております。これは、「おはようございます」、「ありがとうございます」、「失礼します」、「すみません」、感謝をこめて「いらっしやいませ」ということでございます。観光関連従事者だけでなく市民の方々と御一緒に、まち全体で取り組む必要があると考えておりますし、またさきの部長の答弁がございましたが、市報四月号に掲載して啓発を図るようしております。

○三番（黒木愛一郎君） ぜひ、その気持ちを忘れずに取り組んでいただきたいと思います。

次に、ホスピタリティー関連事業といたしまして、観光ガイド、それにホスピタリティーマインドにつきましては、議案質疑でも出たので、質問を省きます。

ホスピタリティー、これは日常生活をする上でも非常に大切なことですし、この気持ちを市民一人一人が持つようになれば素晴らしいまちに生まれ変わると思います。今後、別府が、魅力ある観光地として栄えるためには、一見たやすく、だれもが簡単にできそうに見えますが、一番実践し継続していくことが難しい、このホスピタリティーの実践にまち全体で取り組む姿勢が必要だと思えます。

私も、先月ちょっと臼杵の方に用事で行きまして、お寺を探すのに、まちに立っている人にちょっと場所を聞いたわけです。そうすると、その方が、家の中まで入れて、地図を広げて場所を教えてもらいました。何かすごく気分がよくなって、今まで臼杵といたら魚釣りかフグを食べにしか行ったことないのが、何かまち全体を歩くようになりまして、そうするとすごいお寺の周りなどいやしというのか、今までそんなことを一回も思ったことない私でさえ、何かすごくいいなと。余りにも気分がよかったもので、帰りがけにその家にまんじゅうを持っていったのですけれども、やっぱりそのくらい行った方が、地元の方から親切にされるとすごくいいものだと思います。お客様が、再びその地を訪れようと思わせるホスピタリティーを持ち、そして訪れる人々とよいコミュニケーションを共有することが、とても大切なポイントとなってくるのではないかと思います。また、このホスピタリティーの実践は、何も訪れる観光客の方に対してだけではなく、市民にとっても、生活する地域の人と人との触れ合いや心のこもった会話は、地域の住みよいまちづくりともつながります。官民一体となって取り組んでほしいと思います。

次に、これもホスピタリティーの一環と思いますが、私たちも観光経済委員のときに行政視察などに行くときに、観光パンフレットを議

員みずから率先して持っていきました。これは、いつも私も思うのですけれども、やはり観光に携わる観光課だけではなく、職員の皆様にもやはり他県といろいろ交流する機会があると思いますし、観光パンフレットを持って行って宣伝をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

観光課といたしましては、交流の機会がありましたら、観光パンフレット等を大いに宣伝していただくことは、大変ありがたいと思っております。

○三番（黒木愛一郎君） 経費もそんなにかからないと思いますので、ぜひ大いに宣伝をしていただくようお願いいたします。この市長の提唱しておりますホスピタリティーについては、簡単なようでなかなか実践することは難しい。市民の意識の中で、これを子供たちにもできないかと思います。私の娘は去年、修学旅行のときにパンフを持って行かせたのですけれども、子供が配るわけですから、相手の方もすごくびっくりして、「ああ、別府のまちは」と思われて、すごく喜んでくれたそうです。やっぱり修学旅行などに行く前に、ふるさと別府の再発見を子供たちにさせて、別府のよさを教え、観光立市であるとの認識を子供たちにも持ってもらう授業をやっていただけたらなど。完全週五日制の実施のことしから、土曜日の課外授業などで取り組んではと思います。子供たちが別府観光を考え、市民憲章の「美しいまちをつくりましょう、お客様を温かく迎えましょう、温泉を大切にしましょう」ということで、ごみを拾う、人に対して優しい心子供たちが持てば、先々すばらしい別府ができると思いますが、そのところ、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（山田俊秀君） 今、三番議員さんの御指摘、大変ありがたく思っております。よく日本人が外国に旅行しますと、向こうでいろんな体験をしますが、そのときに必ず思うのが、外国に来て初めて日本のよさがわかった、というようなことを言われます。同じように修学旅行でも、今、別府市内の中学校の修学旅行は、京都市内では自主研修といって数人のグループで、自分たちが最初から目的を持って京都市内を一日研修しているわけですが、同じようなことが市内の散策なんかにつながっていくと思うのですけれども、その自主研修をするに当たっては、学校で相当事前の勉強をしていきます。その中に、では別府市と比較したらどうかとか、そういうようなこともぜひ入れていったらいいなというふうに、今、三番議員さんの御指摘で思いましたので、これは、また今後、修学旅行等の課題にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○三番（黒木愛一郎君） このホスピタリティー、十一番高橋美智子議員もニュージーランドに行き、何か私の後ろでホスピタリティーというのか、行った感じがすごく、質問が優しく感じました。（笑声）いや、本当にこのホスピタリティーということ、ありがとうございます

す」という感謝の気持ちを市民同士が持ち、お客様を大切にし、帰るときに「ありがとう」と喜んでもらえるような、観光関係者だけでなく、市民意識の向上など市長が先頭に立ち、官民一体となって取り組んでもらうことをお願いいたしまして、この項の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。市長、何かあれば。

○市長（井上信幸君） 熱血漢の黒木議員のような方がどんどんふえれば、このホスピタリティーも完成するし、七年前、私が唱えました「日本一の応接間」も大体完成するのではないかな、このように思いますが、現実はなかなか難しゅうございます。

と申しますのは、先ほどもお言葉にありましたように、ごく当たり前のことを当たり前としてするということは、なかなか我々凡人にはできないことでございます。これが一つの、まちを汚したり、マナー的に悪くなったり、また昨日、七番議員がおっしゃいましたように、公園のトイレが汚い。掃除しても掃除しても、掃除する方が次に行ったら、もう汚くなっている。その間に市民から苦情が入る。こういうイタチごっこが公園の便所でも言われることですね。まして御家庭のことを小さく取り上げてみますと、御家庭をひとつ視野に入れていただければありがたいなど。大きくしたのが、これは別府市とっていたらと。

私も何回か申し上げましたけれども、やはり遠くから訪れた方が、玄関をあけて入った途端に、げたが乱雑に並んでおる、靴が乱雑に並んでいる。「さあ、いらっしゃい」といって出たけれども、奥座敷に入ったら、奥座敷はほこりまみれになっている。またおかみさんが機嫌が悪くて、お茶の出し方も非常に不機嫌だと。また、だんなはだんなでぶっきらぼうだと。こうなったときには、果たしてそのお客様が喜ぶだろうか。もう二度とこの家には来たくないと思うだろうと思います。

同じように、別府市全体もこれと同じでございまして、やっぱり玄関口をきれいにしなければいけませんし、また気がついたところはどんどんよくしなければいけません。そしてまた、来た方々に、「ああ、本当に別府はいいまちだな、いいところだな」というふうな思い出をつくっていただかなければいけません。こういうことに今日夜いそしんでいるわけでございます。

それと、今御指摘のように、まず行政の場から、足元からやっぱりそういうマナーアップをしなければいけませんし、また、この周辺からのクリーンアップをしなければいけません。おかげで、私が当初就任させていただいたときには、職員のマナーもよくありませんでした。特に応対実務、市民との応対、中にはまだ、くわえたばこで仕事をしている人もありました。また、制服を脱ぎ捨ててジャンパーで、職員が外来者かわからないような姿で歩いている職員もいました。こういうことを一つ一つ逐一是正することによって、足元から築き上げていったわけでございます。

もう一つは、電話の対応が非常によくなかったものですから、電話交換手も変わっていただきました。これによって各ホテル・旅館もまねをしていただくようになりました。またタクシーの運転手さんも、態度をひとつよくしていただきたいと、お客様には一人一人丁寧に扱っていただきたいという要請もいたしました。まだ残念ながら客引きというこの行為が、駅前と観光港で残っておりますが、これも財界、観光業界と一緒に今後対応していきたいという方向づけにもなっております。こうやって一つ一つ解決することによって、「日本の応接間」を目指しているわけでございます。

また、ホスピタリティーの件でございますが、ことし、なぜ私がこれを提唱したかといいますと、観光都市でありますし、別府市民八〇%の方々が、観光に何らかの形でかかわっております。こういう方々が目覚めることによって、本当の心温まるおもてなしになっていくのではないかということで、これをスローガンに掲げさせていただきました。別府市が観光都市でなければ、こういうことを大上段に振りかぶって掲げることはないと思いますけれども、やはり一大観光都市でありますし、今後、国際交流都市宣言をいたしましたので、海外から来るお客様、それから市内外から来るお客様に対して、心温まるおもてなしをすべきだと。先ほど黒木議員が、白杵の事例を引き出しましたけれども、たったこれだけで、その方は、白杵の人はいいなと、このようになるわけでございます。

一つ一つ数え上げれば限りがありませんが、先般、三浦団長を中心といたしまして、議員の皆さん方もニュージーランドへ行っていただきましたが、向こうの方々は、非常におおらかです。そして、おもてなしの心を知っているわけです、市長を初め。私も、ニュージーランドのホール市長に負けないように、海外から来た人、または県外から来た人に対しては、精いっぱい努力させていただいているつもりです。

先般、柳井市から市長初め百三十人の方々が、ソレイユで参りました。朝、助役がお迎えに行く。また、私のところに訪問していただく。市の職員が、手のあいた方々が廊下でお迎えする。花束を贈呈する。柳井市長以下皆びっくりしたわけです。そして、私のところに数通の礼状も来ております。こういうことで一つ一つ、また市の職員を初め市民の方々が、こういう形の中で一つ一つ前進していけば、恐らくすばらしい観光都市となるだろう、このように思います。黒木議員の非常に熱血あふれる御意見、また参考にさせていただきまして、今後とも邁進させていただきたいと思っております。

また、議員の先生方もよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

- 三番（黒木愛一郎君） ありがとうございます。本当に別府は観光立市でありますし、やはりまちが潤わない、これは別府のまちは、やはり観光客が来ない限りは、まちの活気はありません。まして市の関係であれば財政、いろんな面で福祉、文化、いろんなお金がかかります。そのためにもやっぱり観光にまずは力を入れてもらって、別府が一つ

になって頑張っていっていきたいと思います。

続きまして行政改革ということで、私たちも自民党市議団、別府市をもう四十何カ所、行政改革ということでずっと回っております。コスト面などでは、本当にこれから先は民営化、委託というのは必要なことと思います。ただ、私もちょっとごみの方を担当しているのですけれども、昔あるところに行ったときに、「ごみの汚いのをだれがしたか、職員さんがしたではないか。我々は、そんなときには汚いのはしたくない」と言う方がいまして、ああ、なるほどな。確かにやっばり簡単にこういういろんな問題、市長も昔から行政改革ということに取り組んでなかなかできない。やっばりいろんな問題があると思います。ただ、やはりこれから先々皆さんにもそういう難しい面がありますけれども、行政改革というのにやはり、後で泉議員が厳しく言うと思いますけれども、考えなければいけないのではないかとはいも思っております。

きょうは、職員の意識改革ということで、行政改革の大きな柱の一つとして意識改革が挙げられております。市長初め議場でも、「意識改革」という言葉が盛んに使われているのですけれども、どのような視点に立ち、またどのようになれば意識改革ができていると言えるのか、お考えをお願いいたします。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

行政改革に対する職員の意識改革につきましては、今日まで市長の強いリーダーシップのもとに職員一人一人が、全体の奉仕者であるということの自覚のもとに、常に職務に対して行政の担い手としてのプロ意識を持って取り組むことはもとより、市民本位の頂点に立って行動するための心構え、さらには効率的な行政運営を行うための経営感覚を身につける等の基本的な考え方が示される中で、人事当局といたしましても、基本を見失わず、かつ変化に恐れず立ち向かえる職員の育成を目指し、今日まで取り組んできたところでございます。具体的には、平成七年度より実施いたしました職場の「ほうれんそう」の徹底、それからコスト意識の徹底、民間企業派遣研修、マナーアップの向上、課長応募制の実施、職員研修の充実などを行政改革に取り組む中で職員の意識改革を図ってまいったところでございます。

これらの評価につきましては、まだまだかなり厳しい御指摘をいただいているのも事実でございますが、今後とも職員の資質向上を図る中で、市の目指す行政改革に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○三番（黒木愛一郎君） 今言われましたように、職員さんたちもやっばりいろいろと頑張っていると。マナーアップの充実など、市民の人からも、「市役所は前よりもよくなったよ」とよく聞きます。でも、それは当たり前ではないか。今までが悪過ぎただけなのですね。やはり職員は、公共福祉のため、我々議員は、別府をよくしようと大きな使命を持つことが必要だと思います。それが、いつの間にか長年の慣行

やなれの中で、結果として使命感や義務感が色あせて、現在のある手法や発想が先に歩いている状況、それは、市民・国民にとって、自分たちの周りや組織の利益が優先する状況と見えていますから、今の手法や発想ではもうだめだ、改革が必要だと、市民・国民が言っているのではないかと思います。そのためにこそ意識改革が必要なのであり、そのことを十分に銘じてさらなる意識改革に努めていただきたいと思います。

その点と関係するのですが、市民の皆さんから、公務員はいいな、民間ではリストラあり、賃金カットある。その厳しい状況の中で、よく公務員さんのことを聞きます。公務員がねたみの対象になることなく、市民に慕われるためにも、地域参加など地道な活動が必要かと思いますが、職員さんの地域参加についてどうお考えなのか、お願いいたします。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

職員の地域活動等への参加につきましては、人事当局といたしましては、毎年、全職員に対して実施してございます人事異動等に当たっての自己申告書の記載欄に、地域活動の状況というようなものを記入するようになってございます。これは、また私ども、人事管理上における評価すべき項目の一つであるというふうに考えてございますし、今後とも職員の機会あるごとに地域への参画を職員課といたしましても働きかけていきたいというふうに考えてございます。

○総務部長（大塚利男君） お答えいたします。

地域活動は、地域のコミュニケーションの場でありまして、行政業務を担当する職員の地域参加につきましては、地域の方々の声を直接お聞きする機会でもありますし、また地域の方々に行政の取り組み状況等について御説明ができる機会でもあります。このように職員の地域参加は、地域と行政とのパイプ的な役割を果たす面もありますので、大変大事なことである、そのように認識いたしております。部課長会におきましても、例えば町内一斉清掃、市内一斉清掃、海岸一斉清掃、あるいは各種イベントの開催につきましては、部課長を通じまして職員の参加方について周知を図っているところでございます。

今後におきましても、職員研修の中で職員の地域活動や町内活動への参加方を積極的に勤めてまいりたい、そのように考えております。

○三番（黒木愛一郎君） 住民サービスの中でも、ぜひお願いしたいと思います。

意識改革でも、よく「市民の立場にたって」と言われます。確かに市役所での職務遂行能力というのが、仕事ができるかは、大きなことです。しかし、その仕事の評価は、市役所という組織の中での評価ではなく、市民生活にどう効果を与えたかが大切なことだと思います。そのような発想の転換といえますか、市民意識改革を図るためには、職員の皆さんが、地域の中で問題を発見し、解決策を市民と一緒に探ることがやはり大切だと思います。御承知のとおり各地域も

人口減少や核家族化等によってコミュニティー自体の活力、活性化に苦心しているところがたくさんあります。そのようなとき市の職員は、仕事が忙しいことはわかりますけれども、地域活動にもっと積極的になれば、市と市民、全体としての別府市と各地域との連携、先ほど言われておりましたけれども、本当にそのとおりだと思います。地域活動に積極的な職員さんもたくさんいるわけです。この点について何らかの考えはないか、お尋ねいたします。

○職員課長（亀山 勇君） お答えをいたします。

現在、市主催のイベント等につきましては、職員が積極的に参加をしている状況でございますが、議員御指摘の点につきましては、人事当局といたしまして、職務の遂行上にも間接的ではございますが、大切なものであるというふうに今認識をしております。また、その一例といたしましては、昨年から新採用の事前研修で取り組んでございます、いわゆる「別府探索」と名づけて、そのテーマを定めまして地域に入り、観光客あるいはごみ問題、また市役所に対する印象アンケートなどを実施しているところでございます。そのような中で、何らかの地域活動と接点がとれるような研修を、今後検討・実施していきたいと考えてございますし、またそのほかの手段につきましては、市の広報広聴課など関係課と今後とも協議をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○三番（黒木愛一郎君） 市長を初め我々も、職員さんだけに「意識改革、意識改革」と言うのではなく、市長、我々議員の意識改革、議員改革を考え、努力し、市民の皆さんに、別府をよくしよう、一つになって頑張っていかなばならないと思っております。意識改革のできない議員は、退場をも願うような議員定年制なども今後研究していきたいと思えます。（発言する者あり）市長、我々議員、職員の意識改革、そして市民の皆さんにもこの意識改革を持ってもらい、よりよい別府をつくるように努力していきたいと思えます。これで、私の質問を終わります。

○二十四番（原 克実君） ちょっと時間が早くなりましたが、まず私の質問事項、介護保険制度についてから何点かに絞って今回は質問をさせていただきますと思えます。

この介護保険制度が、平成十二年四月にスタートいたしまして、この三月で丸二年を迎えるわけでございます。この介護保険が、当初スタートする時点では、さまざまな論議が……（発言する者あり）ちょっと黙っておいてください。さまざまな問題点が出てまいりました。その当時、私ども公明党は連立外でございましたので、平成十一年の十月から連立内閣に参画いたしました。この中で一番介護保険の問題点というのは何かというと、やっぱり制度の内容が不十分であるということでした。「保険あって介護なし」このことがさまざま論議をされる中で、連立政権に参画して、まず国民の不安解消と混乱を避けるためにということで、この制度は、平成十二年四月一日から

スタートしましたけれども、六十五歳の高齢者については、半年間は保険料免除、そしてあとの一年間は半額に。その間に国・地方自治体ともにこの介護保険制度をより充実させて、安心した制度が受けられるようにということで、この軽減措置そしてまた免除ということを、私たち公明党が連立に入って制度として行ったわけでございます。ところが、これも一年半で期限が切れまして、いよいよ全額負担ということになりました。そうしますと、やはり一番の問題は何かと申しますと、低所得者の皆さんが、全額負担によって経済的にもこの保険料を払うことが非常に厳しい状況になってまいりました。特に国民年金受給者あたりのやはり低所得者の方から、保険料の軽減を求める声が目増しに上がってまいりました。私たちは、つづさに都道府県全国アンケート調査をとってまいりましたけれども、やはりその中からでも、何とか高齢者の低所得者の保険料を軽減してほしいという声が寄せられましたので、これを何とか今後の国の平成十五年からの制度改正の中に取り入れてもらいたいということで、私も昨年六月に、骨粗鬆症の保険適用ということを含めて、この介護保険制度をぜひ次の制度改革のときには制度を見直してほしいということで、直接、坂口厚生労働大臣に陳情したわけでございます。

そういうことを踏まえて今回、私どもも市長に、特に高齢者の方々の保険料を軽減してほしいということで要望書を提出いたしました。市長も、政治判断の中で快くこの軽減措置をしていただいたということにつきまして、深く感謝をしたい、このように思います。ただ問題は、今回、軽減措置の対象になる方、これは第二段階の生活保護受給者以下の所得者に限定をして、第二段階の対象者が一万三千六百名ほどおられますけれども、その中の六千三百名が、今回の軽減措置に対する適用者、これはあくまでも申請主義ですから、その方が申請をして、その軽減に見合うだけの所得であれば、この軽減措置が適用されるわけですが、私が、今回もう一度市長にお願いをしたいことは、第一段階におられる方、この方の軽減をどのようにするかということが大きな課題ではないかと私は思います。今回の軽減措置は、平成十四年度の一年間の暫定的な措置でございますけれども、ぜひこの第一段階についても何らかの救済措置をしていただきたい、このように思うわけでございます。介護保険課長、この第一段階におられる方は、現在何名で何%あるか、それからお尋ねしたいと思います。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

六十五歳以上の高齢者の保険料は、所得段階別の五段階基準により保険料が決められております。そのうち第一段階の対象者は、生活保護受給者と老齢福祉年金の受給者であって、世帯全員が市民税非課税の人です。この第一段階の対象者のうち、老齢福祉年金受給者は、十三年度の当初の調定の段階ですが、百二十三名の被保険者がいました。残りが生活保護受給者ということです。生活保護受給者は千四百七十二名。合計で全体で千五百九十五名です。全体に占める割合ですが、

五・五%でございます。

○二十四番（原 克実君） ここですよ。確かに第一段階は生活保護者の方が非常に多い。それはわかります。生活保護者は、どちらかといえば介護保険料は、国から保護され、支給されて、それを介護保険課に納めておると聞きました。ですから、要するに生活補保護者の方は、もう国からそういう生活保護法に基づいて保護されているわけですね。ところが問題は、先ほど、確かに人数としては少ないかもしれませんが、けれども、老齢福祉年金をもらっております百二十三名の方、この方たちのやっぱり救済措置というものを、私はしていただきたい、このように思います。私は、この百二十三名の方を例えば申請主義によって調査をしても、適用になる方は、もしかしたら半分足らずかもしれませんが、扶養されている方もおるかもしれませんので、数は少ないと思います。でも、こういう低所得者の皆さん方に限なくやはりセーフティ・ネットを張って軽減措置をすることが、私は行政の務めではないかと、このように思いますが、今後の対応について見解をお尋ねしたいと思います。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

老齢福祉年金受給者に対しても、保険料を軽減できないかというお尋ねだと思います。保険料は、御承知のとおり介護サービス費の費用に応じて三年ごとに設定がされます。今回、第二期介護保険事業計画の策定が、来年に迫っております。その中で幅広い関係者の協力を得て策定委員会を設け、現計画で見込んでいた目標数値の見直しに入る予定にしております。そういったことから、この委員会の中で保険料の見直しとあわせて低所得者対策も当然話し合われることになると考えております。

○二十四番（原 克実君） 私の言っているのは、今回は平成十四年度に限定して、第二段階の生活保護者の所得よりも低い方を第二段階で救済措置をしたわけですから、第一段階の老齢福祉年金の受給者の方も、この平成十四年度で追加的な軽減措置ができないかということをお尋ねしたわけです。これは課長、厚生労働省もやはりこの制度の谷間にある低所得者の方について、平成十五年度からの制度改正で何とか措置をしなければいかんということはわかっている。でも、制度を改正する前に、それぞれの都道府県で、この軽減措置について独自でそれぞれの地方自治体の判断でやっております。ただ、その中で厚生労働省は、これだけはやってはいけませんよ、これはやっていいですよということが、県を通じて各市町村に通達が行っていると思う。第一点は、保険料を全額免除せず軽減にとどめる。二つ目は、所得を基準として一律減免にせず、減免対象者についても負担能力を個別に審査をする。三番、減免で生じた減収の分を一般会計から繰り入れたり、穴埋めしたりはしないでほしいと、この三つの原則を守ってくださいということで厚生労働省から来ているはずですよ。ですから、それに基づいて今回、第二段階を軽減したということはわかりますが、新宿あた

りでは、第一段階の分を免除はしていませんよ。要するに第一段階の保険料を軽減して、半額、二分の一は地方自治体が、今の基金の中で持ちましょう、そのかわり当面、国の制度が安定するまで一年間は地方自治体で二分の一を持ちましょうという制度を持っているのです。ですから、別府市も要するにやろうと思えばこの平成十四年度で第一段階の保険料を軽減するという事は可能なはずで、それを今後の課題として、例えば六月の補正予算でもできます。さかのぼってできるわけですから、ぜひこの第一段階の方にもそういうセーフティ・ネットを張っていただいて、安心して介護保険料が納められるように、そして介護保険が受けられるような制度を図っていただきたいということをお願いしておきます。

それから、もう一点は、今後の施設の整備と待機者対策ということで課長とすり合わせをしております。これは制度がスタートしてから、やはり施設の整備と特別養護老人ホームに入る待機者が、依然として減らないという傾向にあります。この点について当局としてはどのようなことを考えておりますか。

○介護保険課長（宇都宮俊秀君） お答えいたします。

介護保険制度になってから特養の入所は、要介護認定が一以上であれば可能で、従来の措置制度とは違って、利用者が施設と契約を結ぶ仕組みになったことから、一人が重複の施設に申し込んだり、あるいは今は入所意思がないが、将来を考えてとりあえず申し込んだ、こういったケースが多く見られます。そのために待機者もかなりいるのではないかというふうに思います。これも次期事業計画を策定する過程で、単に入所申し込みの数を調べるのではなく、申し込み者すべてが入所を必要とするかどうか、こういった状況を考えながら、施設の協力を得て、本当のニーズといいますが、ニーズ把握に努めたいというふうに思っております。

○二十四番（原 克実君） これが施設の待機者、要するに特別養護老人ホームに入所する方が、非常に待機者が多い。でも、やはり国は、これを何とか少しでも前向きに改善をしたいということで、国が示しているゴールドプラン<sup>21</sup>による介護サービスの整備目標というものを定めております。これによりますと、大体国は、平成十六年までには今の特別養護老人ホームを七万床ふやしていこう、そして当面の暫定的な措置として、さまざまな施設の中でショートステイのベッドがあります。これがもしフル活動してなければ、このベッドをも寝たきりの介護の方の特別養護老人ホームの施設に使っても、転用してもいいですよということを、これは県を通じて各施設に、都道府県に通達しているわけです。ところが、私はいろいろな話を聞きますと、なかなか腰を上げないのは、県なのです。どこもそうです、県が腰を上げない。だから地方自治体は、別府市もそうですよ、こういう待機者があって非常に困ってはおりながら、なかなか施設の整備ができないというのが状況なのです。ですから、やはり私たちは、別府市から見た場合、

現状の介護保険をスムーズに制度として運用するためには、最低限度何ぼの特別養護老人ホームのベッドが必要かということ、やはり将来計画の中で練って、県が何言おうが、別府市はこういう施設をつかってほしい、というぐらいの要望をしたらどうなのですか。上位下達で県が、「ちょっとそれは無理だ、だめだ」と言われれば弱腰になるような行政であってはだめだと私は思います。ですから、地方自治体でその状況に応じて制度を改善しているところは、やはり県に言うことは言う。そして、ちゃんとやはり施設の整備も進めていっている地方自治体は、いっぱいあるわけです。ですから、今すぐというわけにはいかないかもしれませんが、来年の制度改正の中でやっぱり別府市としての状況判断をしたときに、特別養護老人ホームのベッド数もぜひふやしていただきたい。そしてショートステイの現状を把握して、それを待機者の方に回せる余裕があるのかなのか、そういうこともぜひ調査をした上で、施設との話し合いの中で介護保険制度がスムーズにいくようなことを、ひとつ今後の課題としてやっていただきたいということを要望したいと思います、いかがですか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） 今、議員さんが言われました各施設の設立・整備でございますが、国、県、それから圏域、別府、日出、山香、杵築等と調整をしていかなければなりませんので、その場で強く別府市の意向を述べていきたいというふうに考えております。

○二十四番（原 克実君） ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。では最後に、介護保険の最後ですが、要は幾ら介護保険の制度が充実しても、一番の問題は介護予防なのですね。この介護予防というのに果たして別府市はどのように取り組んでいるかということが、私は大きな今後の課題になると思います。今、介護保険課もこのことについては「生涯青春プラン」というのを作りまして、非常に介護予防について取り組みをしている。

それからまた、介護保険には私は、この介護保険課に行きまして、これを見せていただきました。「介護サービス事業者情報誌」というのを、これは介護保険課の職員が手づくりで、こういうさまざまな介護保険にまつわるいろんな問題点を市民の皆さんに理解していただくということで、こんなすばらしい情報誌をつくっております。ですから、介護保険課の方も非常に市民の立場に立ってさまざまな施策を考えて取り組んでいるということは、もう本当に敬意を表したい、このように思います。これは課長さん、本当にいいやはりね……。あなた、一回自分の課の職員をほめてやってくださいよ。これだけのものができるというのは、本当。私はつぶさによませてもらった。なるほどこれはきめ細かなところに配慮してつくっているなと感心しました。でも、やはりこれも市民のサービスの一環としては大事なことです。ところが、介護保険の最も大事なことは、これからさらに寝たきり、介護を受けないでいい自立の方をふやすということが一番大事なことです。その介護予防ということについて今後、別府市は、さまざまな

観点から健康体操とかお楽しみプログラムとか、要するに今のお年寄りというのは、どちらかといえば部屋に閉じこもりがちな方を外に出して気分転換していただく、そして生きがい対策、健康対策、そのさまざまなプログラムをやはり組んでいただいて、少しでも自立できる、そして健康で長生きできる高齢者を、やはり地域を含めて行政が一体となって取り組むということが、これが一番今後大事です。これができることによって介護保険の制度の安定と医療費の抑制ができるのですよ。これは国民健康保険にもつながること。これが将来にわたって一番大事なことだと、このように私は思いますが、いかがですか。

○高齢者福祉課長（伊豆富生君） お答えいたします。

今の介護予防は、寝たきりに陥ることなく皆さんが元気で生き生きと生活を送れるようにということで、それを支援するために我々は、介護保険以外のサービス、高齢福祉サービスを多種やっております。その中でも介護予防教室、あるいは転倒骨折予防教室、痴呆予防教室などを地域型の支援センターをお願いしまして、今年度、十三年度から新規事業として取り組んでおります。実施状況につきましては……（「内容はいい」と呼ぶ者あり）いいですか、はい。そういうふうなことで取り組んでおりまして、これも十四年度に引き続いてまた継続していきたいと思っております。

○二十四番（原 克実君） ぜひ、これは取り組んでいただきたい。各地方自治体も目を、「目をつける」といったらおかしいけれども、着眼点はそこなのです。これをどれたけ行政と地域が一体となって高齢者対策に取り組むかということが、今後の大きな課題です。それを着実にやっている地方自治体がどんどんふえてきております。（「一番大事」と呼ぶ者あり）そうなのです。だから、そこをしっかりと踏まえて今後、今の枠にとらわれず自由な発想の中で高齢者自身のことを考えてやってください。ぜひお願いしておきたいと思えます。

では、次に観光について、観光行政について。まず、観光への対策についてということから、続いてホスピタリティーマインド、それから観光と環境対策ということについて質問の通告をしておりますので、順次いきたいと思えます。

観光については、私は余りほめ言葉というのは知らんのですが、ちくりちくりと嫌なことも言うかもしれないけれども、そういうことも聞いて取り入れていくことが観光だと私は思いますので、市長、あんまり苦い顔をせんでください。

私、今回の観光問題は、昨年十二月議会でも申し述べさせていただきました。今回はパート2でございます。そのとき、私は、観光とは何ぞやということから質問したと思えます。観光振興への条件ということの中から、第一は観光促進、プロモーションを起こす。やはり企画宣伝が一番大事だ。二番目は、別府の魅力の開発。また既存の施設とか、さまざまな別府市には魅力がありながら、それをまだまだ開発できないでいる点があると思えます。これが二つ目。それから、三

番目にホスピタリティーマインド。心からのもてなしを基本としたサービスの提供、これができるかできないかで観光の優劣が決まりますよ、よしあしが決まりますよということを言われたと思います。観光の内容の変化と社会情勢の変化をどのようにつかんで、どのように対応するかということが、今後の観光に大きく課せられたことだと思います。確かに国際市場も視野に入れていくことは、将来的にはこれは一番大事なことです。別府市が今取り組むのは何かといたら、私はこの三つではないかと、このように思っております。やはり各地方自治体、私は、長崎のことも熊本のこと、今回は松山が「坊ちゃん列車」を走らせた。こういうこともやはりそれぞれの地方自治体は、何とか観光地としての生き残りをかけて真剣に取り組んでいる現状なので、すなわち、ですから、こういうことを踏まえて今後の観光の対応策というものを考えていく必要があるのではないかとと思いますが、その点、観光課としては、今後どのような対策を考えておられるのか、まずお尋ねしたいと思います。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

観光課といたしましては、既存の観光資源にとどまらず、新たな観光要素を整備しながら、さらに魅力あるイベントの創出、観光客が再び訪れてみたくなるような魅力ある観光地づくり、また広域観光、そして国際化などを基本理念として観光行政に取り組んでいきたいと考えておるところでございます。しかしながら、基盤整備だけでは、「見る」から「体験する」に変化している観光ニーズに対応することは困難かと思われ、それに対応するために施策を考えなければいけないと思っております。ことし四月から実施されます完全週休二日制及びハッピーマンデーなどにより、個人旅行及びファミリー旅行が主流になってくると考えられております。ことしは、先ほど議員おっしゃいました海外の市場も大切でございます。特に国内では「BEPPUドリームバル」、「冬のHANABIファンタジア」、こういうイベントの充実にもまた力を注ぎたいと考えておりますし、体験型の観光を加味しながら、入り込み客の約二五%を占めております福岡県を初めとして、こういったところでマスメディアまた情報誌、こういうのを利用しながら、広告宣伝を活用しながら積極的な誘致宣伝活動を行っていきたく考えているところでございます。

○二十四番（原 克実君） そうですね。課長の考え方はわかりました。

今、やはり観光産業も交通事情も大きく変化をしております。その変化をとらえるということが、観光には大きな問題点、今後の課せられた大きな課題だと私は思っております。いろいろありますけれども、では、今別府のさまざまな状況を調査したときに、今別府で、全国もこれはそうだと思いますけれども、観光の資力は家族旅行やグループ旅行は二名から五名のグループが全体の八割ということですね。そして、別府への観光客の約五%が、九州・山口圏内から来ている近距離のお客さん、大体コンパスでこう、半径をしますと二百キロ以内、

この地域が一番別府に入り込んできておるといことがもうわかるわけですね。それから、観光目的は何が一番かといいますと、第一は温泉保養なのです、別府には温泉保養。第二位がレジャー施設、遊園地。これは別府の独特な観光地としての宿命なのです。例えば黒川温泉とか湯布院温泉は、温泉保養というのは、大体目的は一緒でも、二番目が違うのです。湯布院なんかは自然環境の中でやはり都会にないものを求めて、黒川温泉とか湯布院温泉に行くわけですが、別府は、温泉保養の次は何かというと、やはりレジャー施設。これを今後どのようにとらえて、どのような新しい観光施設、商業施設をつくっていくかということが大事ではないかと思うわけですね。それに、大分県の交通事情も非常に変わってきました。今まさに、豊後路も高速時代と言われております。大分自動車道の全面開通が平成八年ですね、それから福岡都市高速の全面開通が平成十一年、大分自動車道杷木・別府間、これが逐次どんどんあれですよ、今は四車線化されているのです。そうすると、さらに福岡、熊本、長崎あたりからも時間短縮がされます。やはり私はそういう観点から見れば、九州管内の観光客にどのように利用していただくか、これがやはり私は大きな着眼点ではないかと思えます。まさにそういう時代背景をとらえて別府では、交通機関としてマイカー利用が、大体全体の六割を占めていると言われます、六割を占めている。だから、こういうやっぱり現状の別府を取り巻く状態を考えたときに、観光のあり方というものをもう少し考えるならば、私が最初言った三つの件をどのように具体的に対策を考えていくかということが、一番大事なことはないかと思えますが、いかがですか。

○議長（三ヶ尻正友君） 休憩いたします。

午後零時 零分 休憩

午後一時 零分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

先ほど、別府観光を取り巻く状況等をいろいろと御提言いただきまして、まことにありがとうございました。御指摘のとおり旅行形態の変化、団体からグループというようなこと、さらには交通体系。福岡等の高速も整備されましたし、さらには、先ほどもありましたが、ソレイユの就航、昨年七月二十日、さらには三月一日から柳井市にも寄港するというので、市長の御答弁もありましたが、百三十人ということで、私どもも、また来年度でございますが、交流を深めるために広島の方、柳井の方にも訪れたい。さらには市民の船で奈良、鳥羽等とも交流を深めているところでございます。御指摘のとおり外国旅行の誘客ということは、ワールドカップを機会に大いに取り組んで、絶好のチャンスというふうに考えておるところでございますが、これにつきましては、二十一世紀の観光戦略という形で今後も取り組んでまいりたい、こういうふうに考えております。

先ほどお話がありましたように、九州・山口が五一%、二百キロ圏内ということでございます。私どもも、福岡を中心とした観光戦略を中心とした九州・山口に取り組んでいるところでございますが、来年度におきましても、福岡PRイベントの委託料、さらには観光ビデオ制作等々予算をお願いしているところでございます。そういうことで近県、さらには二十一世紀の中国、韓国、台湾等と、アジアを中心とした観光戦略も重ねて取り組んでまいりたい、このように考えております。いろいろ御指摘をありがとうございました。

○市長（井上信幸君） 昨日の七番議員の御指摘にもありましたが、やはり内外の観光客をいかに誘致するか、これが主目的だと思います。今、部長もお話ししましたけれども、やはり交通体系の整備というものが観光の基本だと思います。これが今、だんだんと整備されてきましたので、陸・海・空、これがためにお客もふえてきているというのが事実でありますし、二十一世紀を展望したときには、恐らく第三次産業が急激に伸びていくだろうという予測がつくだろうと思います。

また、現在のいわば観光客の動向といたしましては、三時間内という一つのいわば何といえますか、円周がございまして、これが車で来る場合、それから飛行機で来る場合、船で来る場合。結局、日本列島はひよろ長でございますが、東京を拠点としたときに全部丸くなっているという、円周の中での時間帯ができています。また、アジアの地図をひもといてみますと、これをさかさまで見たときには、日本の九州が中心になる。こういうことからして、今後、海外の中でもアジア地域のお客様を吸引する体制が必要ではなかろうか、こういうふうに思いますので、こういう方向づけで今後とも進めていきたいと思っておりますし、また議員さんの、また市民の方々の御協力を得なければいけません。そのためにも、三年前ですが、商工会議所、観光協会、旅館組合、それぞれにすみ分けして頑張りましょうよ。今まで行政におんぶに抱っこという、こういう習慣形成をさせたのは、行政が過ちなのです。我々は反省しなければならぬから、今後それぞれでひとつ立ち上がっていただきたい。そうしたら、おかげさまで各地域であらゆる形で今、住民の方々、また観光業界の方々、商工会議所の方々、それから各旅館組合の方々立ち上がっていただいた。これが一つの大きなまたホスピタリティーにもつながるのではないかなと思っておりますので、大いなる観光戦略について、今後とも頑張っていきたいと思っております。

○二十四番（原 克実君） ありがとうございました。そのとおりだと思います。私も、もう議員になって十九年ですが、観光の面では私なりのさまざまな提案をさせていただいた経過がございます。まさに市長の言うとおりでございます。今そういう状況の変化の中での的確に物事をとらえながら進めていかなければならない、このように思うわけです。ただ先ほど、いろんな観光への条件ということを私は前段で述べさせてもらいましたけれども、一つはマイカー族が全体の六割ということを私、言いました。ところが、あとの四割というのは、市長が先

ほど言いましたように、電車であるとか、飛行機であるとか、船であるとか、さまざまな交通機関を使って来ている。後で私は、温泉行政で若干触れさせていただきますけれども、去年の十一月の後半に行きました城崎温泉。あそこあたりは、要するに電車とかバスをうまく利用している。例えば残りの四〇％と言いますけれども、交通機関を利用するならばJR、博多・別府・大分間、ソニックが三十一往復あるのです。それから高速バスの豊の国、これが大分も含めると大体七十といえますけれども、別府を経由する便が四十四、五便あります。それから長崎・別府・大分間が七往復ぐらいある。そうしますと、全体のこれらの乗車率を見ますと、一日に一万人以上の方を運ぶ輸送機関というのがあるのです。それに飛行機、船を入れますと、相当の輸送機関がある。あそこあたりは、要するにそういう季節列車、臨時列車を出して、前回も述べましたように、「カニカニ来た近畿」という季節列車を出している。それをうまく祭りと、別府市は今四大祭りがありますけれども、あれをもっともっと発展させながら、祭りと施設、料理、それから温泉を組み合わせるようなセット旅行をしたら、もっとも別府温泉は大いに利用客がふえると私は思っております。やはりこういう交通機関を利用しなければ、集客力はいつまでたっても向上しないと私は思っております。ひとつそういう面を含めて、豊の国でも、「豊の国別府温泉めぐり」とか、何かいろんなネームをつけてやることも一つの大きなことではないかと私は思いますので、これは一つ今後の課題としてぜひやっていただきたいと思っております。

要は、観光はやっぱり創造の時代ですから、想像力豊かに観光に対する発想を変えながら取り組む以外にないと私は思います。今こそ知恵を絞ってアイデアを出して、観光への種を植えるということが一番大事であると思っておりますし、それが今後の大きな勝負になると私は思いますので、ぜひこの観光対策については取り組み方をお願いしたいと思っております。

次に、ホスピタリティーマインドということについて質問をさせていただきます。

「ホスピタリティーマインド」というのは、もう読んで字のごとし、「心からのもてなし」ということですが、なかなかこれが、サービス業では究極の課題でありながら、なかなかできないのが現状なのです。やはり観光地のいい条件というのは何かといたら、やはりいい施設があり、いい料理があって、いいサービスがある。これがやはり一つのホスピタリティーマインドの大きな要因だろうと思っております。市長もさまざまな年頭のあいさつとかいろんな形で、このホスピタリティーマインドということを言われております。これは私は大変いいことだと思いますし、もう別府が取り組むにはこれしかないと思っております。ただ問題は、施設と料理と、そういうものを踏まえて本来のホスピタリティーマインドがいかにかにできるかということが、今後の大きな課題と思っております。

私は一点申し上げたいのは、別府市には以前の脇屋市長時代から各種観光地に「観光目安箱」というのを設置いたしておりました。これは、現在どのようになっておるのか、その経過をお知らせいただきたいと思います。

○観光課長（吉本博行君） お答えさせていただきます。

「目安箱」につきましては、来別観光客の満足度を調査するために、別府市観光協会が、昭和五十八年六月より市内各所に「目安箱」を設置しました。そして、アンケート調査等を実施しまして、その集計結果は、大体、「よい」、「普通」が八〇%、「悪い」が二〇%ということで、最近、平成十年三月に観光協会も廃止しているところでございます。

○二十四番（原 克実君） これは、いつ、どのような形で廃止したか、私はその経過は知らないのですが、本来、ホスピタリティーマインドということを考えるならば、私は、この観光別府の「観光目安箱」というのは、それを改善する大きな方法だと、このように思っています。さっき課長が今言いましたけれども、「よい」と「普通」を合わせて八〇%と言いましたけれども、正確に言いますと、「よい」が三六%です。それから「普通」が四四%です。そして「悪い」が二〇%です。ということは、この「普通」というのが一番問題なのですね。いいことはさらに伸ばし、「悪い」、「普通」をどう取り扱うというのが、別府市の観光に課せられた大きな課題だと私は思う。「普通」の中には、まあまあ、悪いけれども、もう「普通」にしておこう、いいけれども、辛くつけて「普通」にしておこうという人がおるのです。だから、「普通」というのは、大体私は折半と思うのです。それから見ると、別府の観光のイメージは、三〇%以上が「悪い」と見ると、私は見ておるのです。だから私は、今までこれには関心がありましたから、ずうっとこのアンケート調査をした分に、平成六年からずうっと私は資料をとっております。苦情は毎回同じことです。同じ条件が苦情の項目に入っております。

この前、たまたま市長の市政報告会がありました。これは野口地区ですけれども、私も野口校区に住んでおりますから、市長がどういうことをお話しするだろうかということで参加させてもらいました。その自治会の中からも、やはりこのアンケート用紙に出ている苦情、先ほど部長かどなたか言いましたかね、客引きの問題とか駐輪場の問題、あれがなくて、何が環境条例ですか、別府市の心からのもてなしができることですか、と言われた。そのとおりだと思うのです。ということは、いまだにそれは別府温泉観光がずうっと引き継いできた大きな課題なのですね。こういう取り組みが私はなぜ必要かということ、ホスピタリティーマインドというのは、何もひとりよがりではできないのですよ。相手の心をよく酌み取って自分がなすべきことを考えるのが、ホスピタリティーマインドです。一律に観光ゼミナールとか、例えば研修を開いても、それは机上の絵なのです。要するに自分が温

かくお客様を迎えるというのは、相手の心を知らなければ絶対ホスピタリティーマインドというのはいけません。ですから、市長が幾らホスピタリティー、温かく迎える心を皆さん大切にしましょうと言ったって、国会と一緒にですよ。田中真紀子さんが、前に進もう進もうと思って、よし、やろうと前に出て、何かスカートを踏んでおる。こう見てみたら、言った本人が踏んでおった。前には進めぬかった。市長が、幾らホスピタリティーマインドという旗を振って、やろうやろうと一生懸命やっても、振り向いてみたらだれもついてきておらんかった。そういうことになりかねんのです。だからここは、ホスピタリティーマインドを実施するには、本当にこれは性根を入れてやらなければならない問題だと思いますよ。

今、観光従事者、市民の人たちは「ホスピタリティーマインドとは何ですか。私たちはどうすればいいですか」という人たちが多いはずなのです。ここを基本的にやはり考えなければ、私はこの事業は失敗すると思います。ですから、要はホスピタリティーマインドとは、相手の気持ちをいかに理解するか、ここにかかっているのですよ。ここをなくしてこれはいけませんので、その点も踏まえて、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいと思います。観光の究極は、これです。ぜひやっていただきたいと思います。私たちも努力いたします。

それから次に、「観光と環境」ということで私は質問の通告をしております。これはどういうことを言いたいかといいますと、たまたま私は新聞を見ておりましたら、トキ八別府店が十四年二月十二日付の新聞で紹介をされておりました。社内に出るごみを削減するために、すでに取り組んでいる牛乳パックや食品トレーの回収に続き、割りばしの回収とリサイクルを本格的に始めたということが載っておりました。これは私は、このことにつきましては、平成十年の六月議会に取り上げております。私は、環境問題は六月しか取り上げないのですよ。六月が環境月間ですからね。それでその後、委員会の中でもこの質問をしております。その時の当時の割りばしの回収について、観光地だからこそこの割りばしの回収、これは非常にやっぱり一つのイメージアップになりますから、取り組んでみてはどうですかという話をしました。そのときに当時の課長が答弁をしております。ちょっと読ませてもらいます。

「林野庁の統計では、日本では年間二百五十三億膳の割りばしが使われておる。この数値を平成九年の別府市に置きかえると、約百三十六トンの割りばしのごみに出されているのが現状です。ちりも積もれば山となると言いますが、されど割りばしでございます。別府市の特殊性を生かし取り組みができれば、減量リサイクルが推進されると思う。早速、旅館組合や関係各課と協議しながら検討します」と、その当時の清掃業務課の課長が答弁をしております。今回、私は、観光の観点からこの点を取り上げさせていただきましたけれども、きょうは、清掃業務課の課長に来ていただいております。当時、どのような交渉

をして、どのような回答をいただいたのか、その点だけをお知らせ願いたいと思います。

○清掃課長（宮津健一君） お答えをさせていただきます。

私どもといたしましては、二十四番議員さんがおっしゃいましたように、貴重な資源でございますので、何とかリサイクルができないだろうかということで、また実際に大分の県庁だとか一部のそういう食堂とか地域で取り組みが行われております。そういう具体例を出しながら、旅館組合等に御相談を申し上げたのですが、実際に、では割りばしを区分してリサイクルに回すまでの俗に言う手間暇といいますが、いろんな課題がやっぱりあるわけでございます。そういうことで、すぐには難しいが、そういう趣旨は理解をしているのだ、という御返事をいただきました。

また、実際に別府市内におきまして、今、トキハの別府店さんがそういう取り組みをということでございますが、実は「クリスマスHANABIファンタジア」のそういう行事がございますが、二年続けて、「子供エコクラブ」という団体がございます。そこがトレーの回収だとか、この割りばしの回収を実際に行っているようでございます。ただ、その現場を見ますと非常に、特に「HANABIファンタジア」は寒い時期でございますので、使った割りばしを水で洗って一まとめにしてというふうな、そういう作業がございます。なかなか大変な作業があったということを聞いております。私も現場を見たことがございますが、なかなかリサイクルもそういう目に見えないところの努力が要るのだなということを感じております。

○二十四番（原 克実君） 課長、状況だけを説明してくれと言ったのですよ。ちょっと課長の答弁から見ると、あなたは弱腰。リサイクルするにはそれだけの努力が必要ということですよ。これは、私はトキハの別府店の例を出しましたけれども、トキハはわさだ店とか大分店とがありますけれども、こういうことを完全実施に向けて恐らくやると思います。もう福岡なんかは、すでに料飲組合がこれに取り組んでいるのですよ、料飲組合が取り組んでいる。やればできるのですよ。ただ、手間暇がかかる。当たり前のことですよ。少しでもやっぱり環境問題、ごみを減量しようと思えば手間暇かかるのは当然、当たり前だと思いますので、ぜひこれは今後の課題としてやっていただきたい、私はこのように思います。

では、先ほど言いましたけれども、年間日本で二百五十三億膳、人口割合からいきますと、別府はそれの千分の一ですから、大体二千五百万膳ぐらいが利用されている。そのうちの約半分を観光客が利用している。宿泊者が四百四万といえますと、朝晩おはしを使いますと八百八万膳、それにレストランとかいろんな遊興・飲食店が使うとすれば、優に一千二百万膳は超えると思います。それをトンに直すと結局、別府市は百三十六トンからのごみの減量になる。それだけ経費の節減になる。そして、その節減したものをびしっとホテルとか旅館とかい

ろんな方々から協力していただいて、回収するシステムづくりをすればいいわけですよ。そうすれば、大分の王子製紙さんあたりは、私たちは運送する能力はありません。でも、持ってきていただければ、それをトイレトペーパーとかティッシュペーパーとかコピー用紙に再生することはできます、ということなのですよ。では、別府が今、出ているごみでどのくらい再生できるかといいますと、コピー用紙のA4、一枚をつくるのに三膳の割りばしがあればいいのです。そして、私たちがよく家庭で使っているティッシュペーパー、あれが二百膳で一・五箱できるのです。そうしますと、別府のホテル・旅館で使っている割りばしの計算からいきますと、一年間にティッシュペーパーの箱で七万五千個です。コピー用紙で、三百三十万枚が再生可能なのですよ。

ですから環境問題というのは、いかにそのものをリサイクルして有効に使い、今、地球温暖化でさまざまな問題になっている、こういうことの配慮の中から地方自治体として取り組めるものは何かということ考えたとき、これはシステムづくりさえできれば、そして市民の協力さえ得ればできることなのです。それが面倒くさいとか、今の状態ではできないということは、今の別府の観光のあり方を物語っていると私は思います。別府だからこそやらなければいかんのですよ。国際観光温泉文化都市、こういうところが積極的に環境問題に配慮して取り組んだ。これこそが、私はまさに別府のイメージを高めるものだと思っております。これは私はたしか平成十二年か十一年の議会でも、ホテルオークラの例を取り上げました。あそこが二十からの厨房がありまして、そこから出る残食を肥料に変えて、それをホテルオークラの花壇に使って、きれいに咲いた花をコックさんが摘んで、それをお客さまの食卓に。食卓がまた残食になる。要するに一つの残食ですね、通常「残飯」と言いますが、これを一つも残さずにリサイクル意識を考えている。そうすると、結局ホテルオークラは何かというと、それだけ社員の方が関心を持ちリサイクルするならば、ごみの量が減りますから、必然的には何かというと行政改革、経費削減につながるという、そしてお客様には喜んでもらう。だから一流の企業がやることは、すべてやっぱりやることも一流なのです。これができないということは、一流とは言えないのです。だから私がなぜこれを今回取り上げたかといいますと、それをぜひ別府も前向きに取り組むならば、それだけの環境に配慮し、そしてリサイクルされたものが大事に使われ、別府市もそれだけのごみの収集・運搬・焼却、これに対する費用が削減するならば、いいリサイクルの方法だと思います。何もごみ袋が定着したからそれでよしとするのではなくて、これからいかに家庭内のごみ、それから企業系のごみを減らすということが究極の課題でしょう。そういうことにぜひ今後は取り組んでいただきたいということを要望して、観光面は終わりたいと思いますが、部長なり市長なり答弁があれば、一言でいいですから、言ってください。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

まず、前段のホスピタリティーでございますが、御答弁をさせていただいておりますが、私どもは市政の重要施策といたしまして、新年度取り組んでいるところでございます。市報にも四月号特集号を組むということで、さらにはホスピタリティーマインド研修を予定いたしております。「ただ研修だけでは」というお言葉がございました。私ども別府市は、観光都市でございます。市長がみずからトップセールスマンと名乗って観光宣伝に努めているところでございますが、市民一人一人がそういう心に立って、ホスピタリティーをもってすれば、必ずや別府観光の浮揚が図れるものと、このように考えております。

なお、割りばしの件につきましては、大変貴重な御意見と受けとめまして、旅館組合、観光協会等でも御協議をさせていただきまして、ごみの減量化等々に取り組むようなことで協議をしてまいりたい、このように思っております。

○二十四番（原 克実君） ぜひ、これは取り組んでいただきたいと思えます。やっぱり行政が一つのシステムづくりをしなければ、やはり割りばしを回収するシステム、それから運搬するシステム、それからそれを使ったトイレトーパーとかいろんな、ティッシュペーパーをどういう形で市民に理解を得、また普及させていくかということも、この流通システムをつくれれば必ずできるのです、これは。そして貴重な資源がリサイクルできるという環境型社会をつくるためには、私は観光を抜きにして別府市は考えてはいけないと思えますので、ぜひこれは実現していただきたいと思えます。

では次に、温泉事業について若干お尋ねします。これは、何点かしていますけれども、全部行き合わせんと思えます。市営温泉について若干触れさせていただきたいと思えます。

これは私は前回、温泉事業の中でお話しをしましたけれども、城崎温泉に行って参りました。この城崎温泉の要するに温泉事業のシステム、これは非常に別府市は参考にすべき問題点があると思えます。この前、市長に私はこういうふうにして、外湯めぐりの城崎温泉のパンフレットを見ていただきましたけれども、市長か助役さん、どういうふう感じたか知りませんが、ここの城崎温泉は、まさに別府温泉が見習うべき点がたくさんあります。それは何かというと、施設づくりだけではありません。施設も別府市にない個性豊かな施設が七カ所、全部できております。これ、平成三年から取り組んで平成十三年まで、十年間で二十一億四千万円経費を使って、それぞれ個性豊かな温泉施設をまずつくっております。ですから、市長ほか部長も、「個性、個性」というのを言うけれども、「個性」とは何ぞや。「個性」とは、他の施設との違い、自分の本来持っている個性を引き出すことが「個性」ですから、別府温泉も別府温泉らしい施設づくりをしなければ、個性豊かな温泉施設とは言われん。だから、今後のやっぱり課題にはこういうことを取り入れてやっていただきたい。

そしてもう一つは、ここは、城崎温泉は何かというと入浴料金。入浴料金が、これは非常にいいシステムをとっている。この城崎温泉は、千四百年前から古い歴史を持つ温泉であるけれども、昔は「但馬の湯」として多くの人から知られてきたところなのですね。それが、政策としてのキャッチフレーズは「歴史と文学と出湯のまち」をもとに温泉情緒を維持しておいて、現在に至っております。結局この温泉施設は何かといいますと、財団法人で運営をしております。そして、すべて自主財源で賄うようにしております。では、城崎町としては、この財団法人にどのような支援対策をしているかといいますと、年間約一億二百万円上がる入湯税の中から約一九%、一千九百万円だけしか補てんをしない。あとはお客様の入浴料によって賄っているというのが現状であります。では、料金はどのくらいかといいますと、ここは外湯めぐりというのがありましてね、外湯めぐりは、温泉旅館に泊まった方が支払う外湯巡り料です。これをお客さんは、泊まればただで入浴されると思っておりますが、どっこい、そうではないのです。やはり温泉組合と旅館組合と話をしながら、要する外湯巡り料というのが、泊まった方は百七十円、それから、プラス入湯税百五十円、泊まれば必然的にお客様から三百二十円という温泉入浴料と入湯税が上がるわけです。ただ、泊まってないお客さんはどうかといいますと、一施設の入浴料が五百円、そして最後にできた「里の湯」というのは、これはすばらしい温泉施設ができておりますが、ここは八百円です。そうしますと、一年間百六十万人の観光客が、来る方が、その入浴施設を使っただけで、入浴料収入が約四億七千万円上がる。その四億七千万円を財源として観光施設の整備であるとか温泉施設の整備であるとかいうことをやっているのです。

そうなる、私は帰ったら、別府はやはり「安かろう、悪かろう」という施設が非常に多いということです。その観点から言いますと、この温泉事業については城崎を参考にしたい施設をつくって、そしてお客様に喜んでいただいて、そのかわりにある程度入浴料は適切な料金でいただく、これこそが本当の私は温泉施設のあり方ではないかと、このように思います。やはり温泉というのは、ただ今からは入浴するだけの施設ではだめです。心身ともにいやしの場であるということが、一つの大きな基本になります。

市長がよく言います。何やつくれ、かにをつくれと言うけれども、財源がどうだということは言いますけれども、議案質疑で入湯税のことも言いました。入湯税だって伊東温泉と同じような方法を考えれば一億二千万円アップするではないですか。熱海と同じような方法をとれば一億八千万円ですよ。そして温泉も財源がない。一般会計から特別会計にどんどん繰り出すばかり。これをずっと将来的に続けていくのですか。それではおかしいでしょう。だから、施設の改善をするためには、それだけの財源確保が必要なのですよ。だから、いい設備をつくるためには、やはり観光客のお客様からある程度の納得いく入浴

料はいただいた上で、やはり私は施設の整備を考えていく必要があると思います。その点、あと二分ほどありますけれども、今後、温泉事業についてどのようなことをしていくかの見解を聞いて、終わりたいと思います。一言でいいですよ。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

温泉施設整備の件でございますが、市営温泉の施設整備につきましては、平成九年には柴石温泉、平成十年には渋の湯、北浜温泉、平成十一年には田の湯温泉とオープンしております。今年度は浜田温泉...（「そういうことではないのだ。それはわかっている」、その他発言する者あり）

○市長（井上信幸君） お説、なかなかいいことだと思います。ただ、民間、民営を圧迫しないようなことも考えて、両方でいかなければならないということも行政として考えなければなりません。だから、今後またそれは一つの課題として取り組んでいきます。

○二十六番（内田有彦君） 私の出している四点については、ほぼこの一般質問の中で論議をし尽くされました。したがって、さらにしたって市長初め部課長の回答は、ほとんど変わらないものと思っておりますから、それは省略をさせていただきます。

ただ二点ぐらい、ちょっと申しておきたい点があります。それは、二番目に挙げております歴史的建造物等の保全委員会の委員のあり方についてであります。これは、すでにもう決定をされ、今から具体的な別府市の歴史的建造物についてのあり方について、その検討委員会で論議をするわけですが、十二月の当該委員会の委員長報告の中でも、特にこの委員の選出については、地元の今いろんな独自でまちづくり、あるいは観光客の案内等々をしているそういう団体の人も、この委員の中に挙げてほしいという議会側の要望がありました。残念ながら、それが反映されておられません。議会の意思というものをひとつ市長以下執行部も重くとらえながら、こういう委員会については、やっぱり入れていくという方が、よりいいコンセンサスといいますが、よりいいまちづくりになると思いますから、その点強く私は不満と要望を付したいと思います。

それから、三番目の市立保育所のあり方についてですが、これは児童家庭課の課長からこの再編成案について詳しく説明を受けました。また、きょうもそれぞれの議員からいろんなことについて質疑がありましたが、私もこの点については、大綱的にはほぼわかりました。ただ問題は、今後のあり方について、今十一園あるうちの三園について、十六年の四月からそれぞれ無償貸与、無償譲渡しながら民間に委託をするということ、二年間かかって行政の方でどこにどうするか、どういう方法であるかということですが、これ、この決定は、ぜひひとつ慎重に行ってほしい。と同時に、当然、負債債務部分というもの、これはあるわけですから、現在では保育園については、民間に委託しても当然、民間の方でも一定の経営ができる、つまり採算がと

れるという前提にあるわけですから、ところが、どうしてもやはりこういう保育園にかかわる児童の問題については、これは利益では図れない、行政がどうしても手を入れなければならないという部分があります。それは、児童館やら、そのための支援センター等々を現在の児童家庭課の中での整備をしていこうというようなことですが、そこら辺も十分にこの二年間の中でやっぱり市立保育所のあるべき姿というものをそこできちっと示してほしいと思います。

それからもう一つ、こういう意見があるのですよ。というのは、保育所に入るには当然入るだけの資格が要るのですね。特に子供を持って仕事があるから、仕事がない人は保育所に入らんとという今実態があるわけですが、現実には鶏と卵的な論議になるのですけれども、仕事を探す、そうするとその辺が、仕事がなくでは入れない。その人は、仕事につかないと入れない。しかし、その仕事もなかなかついてみてどうなのかなという、ついて続くかどうかわからない。逆に追跡調査されておるか、されてないか私はわからんと思いますけれども、現在保育園に預けられておる個々の家庭の方々が、当時は当然仕事を持っていますけれども、現在その仕事がなくなって、そして仕事を探し中である。それなら当然現在では無職ですけれども、そういうような状況も私はあるやに聞いております。

そこで、考え方としては、その辺の幅をやはり、仕事をしたいという人、意欲ある人については、当然追跡調査の半年ぐらいを期間としながら、その人もやはり子供を預けて、そうして仕事を探して歩くというそういう期間、あるいは仕事をしておっても途中でなくなる。そうするとその人たちについては当然入る資格がなくなるわけですから、そこら辺のことも今後やはり保育行政の中で、市の方でこれは十分に拡大解釈というのですか、幅広くやっぱり保育の問題、保母に対する温かいその辺の支援体制をひとつ考えたらどうかということを提案しながら、このあなたたちのおっしゃる再編計画が、平成十六年に向けてスムーズにいくことを願ひまして、終わります。

○六番（池田康雄君） もうちょっとという約束ではなかったかと思うのですが……（笑声）ちょっと早いですが、質問通告に従ひまして質問してまいりたいと思います。

けさほど三番議員の質問に対して市長から、今なぜホスピタリティーか、どうして新たな柱の一本としたかという理由を非常にわかりやすく述べられましたが、私は、市政の柱としての教育という問題をまずお聞きしながら質問を始めたいと思いますが、教育というものを柱にして取り組んでいこうとし始めたのは、やはり市長の教育への一つのある思いなり、教育に対する理解があったればこそというふうに思うわけですが、柱にしないで過ぎてきた、別府市行政の教育への取り組みのどういう部分を柱にすることによって改善していこうとしたのか。あるいは、柱にすることによって別府市の教育をどう改善・推進していこうとしたのか。その柱に関連して別府市は、

教育というものをどう認識しているのかについて御説明いただけますか。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

市政の柱として教育をどういった形でしたのかということでございますが、まず市政の柱とした理由としまして、まちづくりは人づくりという原点に立ち、教育行政に力を注ぐ必要があると考え、市政の柱といたしております。

また、市政の柱としなかったときと、どういった形で違うのかということでございますが、以前につきましては、教育環境の整備の充実につきましては、かなりのおくれを生じておりました状況がございます。そういった状況もございまして、市政の柱の一つとして取り上げた結果になったのだらうと思っております。

○六番（池田康雄君） まちづくりは人づくり。大変すばらしい着眼といえますが、考え方だと思いますが、そうやって市政の柱として教育というものをとらえながら、当初意図したように別府市の行政の中で推進されてきているのかな、こういうことで見てみますと、私個人は、残念ながらなかなか当初のねらいどおりには行政として取り組めていないのではないかなというふうに感じております。

今年度の予算で市長の趣旨説明が行われたわけですが、その二番目の項目の中でやはり教育ということに関してどういう予算配置をしたのかという内容を見ましても、従来から行われております校舎の大規模改修だとか、あるいは学校にインターホンを付けただとか、あるいは週休二日の新年度から新たな状況になる、それへの対応の予算だとか、南小学校等の予算だとか。少なくとも教育の柱であるから、だから、こういう施策が施されたのだというふうには思えない内容だというふうには私は理解をするわけでありまして、もう少し何とか...、せっかく市長が午前中、ホスピタリティーについて熱く語られたその同じ思いで、今一度別府市の教育、市政として教育というものをどう施策の中で具体的に柱たり得るものにしていくのかという議論を、教育委員会を中心にしながらしてほしいというふうをお願いしたいと思いますが、そのことに関して何か答弁いただけますか。

（答弁する者なし）

○六番（池田康雄君） これが、まさに現状市政の中における教育の位置が、いかに置き去りにされたままであるかという実態を証明した形になるわけです。だれが答えていいのかわからん、だれが答えるべきなのか。そういう中にやはり教育の柱として置かれながらも、なかなかスムーズには答弁の出所が明らかにならん。寂しいなというふうに思いますが、私は、こういうような実態がいろいろなところにひずみを来しているのではないかという認識を持っております。

次に、学校の統廃合の件にかかわって移していきたいと思いますが、平成八年度以降、別府市の将来の新しい状況に対応するためにいろいろな審議を経て、その答申が平成十一年に出た。それによって、また

新しい段階を踏まえて学校統合と。市内六校の小学校を統合していこうというような動きになって、そしてその手始めとして二校をということで推移してきたわけであります。私は、その平成八年当時から平成十一年のその途中までのプロセスについては、ほとんど直接も間接も知らないような状態でありますが、幸い平成十一年度の秋口からの動きは、関心がありましたがゆえにつまびらかに見続けてまいりましたし、そういう経緯の中で出された関係書類については一応の目を通してきながら、自分なりの判断を絶えず正しく持つべく努力をしてきたわけでありますが、今回の学校の統廃合のそのものは、私個人的には疑義を持っておるわけでありますが、同じような状況が、大分県のみならず九州や全国にある。いろいろな行政の物が、国や県に追随する形でしか行われていない別府市の実態の中で、何でこの問題が突出して別府市が取り組むべき緊急の課題なのかというようなところに、説得力を持った説明が聞けないがゆえに、学校統合に関してそのものは、私個人的には疑義を感じておるものでありましたが、きょうはその場ではありません。

そういう中であって、今回、校名の問題を含めて最終的な段階に来ておるわけであります。この間の各委員会の話あるいは教育委員会の議事録などもつまびらかに読ませていただき、自分なりに整理をしてまいりましたが、私は、このように考えておるのです。この間の段取りといいますが、教育委員会を中心にし、あるいは教育総務課を中心にした手はず、段取り、持っていく方等々において、非常に誠実にまじめに、そのプロセスにおいてはさほど責められるべき内容を持たないまま健全にずってきているのではないかなというふうに私は思っています。でありながら、「何でまた」というところから見ていくと、やはり問題がないわけではないなというふうに思っております。

市長初め難壇には、教育者であった、教育者であると自負している方たちも何人かおられるようなので話がしやすいなと思っておるわけでありますが、私も長い間教員をしていました。今回の問題は、私はこのように考えるのですね。一生懸命授業をしてきた。そのプロセスにおいては、教員たる自分として特に落ち度が見られない授業が展開できてきた。そして、もうこれならばいいだろうとテストを試してみた。自分の受け持っている二つのクラスをテストしてみたら、どちらも平均八十五ぐらいの点は出てくるだろうと思ってテストをした結果、一クラスにおいては読みどおりの結果が出たが、一クラスについては、自分が思った八十五点を大きく下回る二十点や二十五点しか出てこなかった。さあ、このとき、教育者なら、そういう事実直面したときにどう考えるのかということであります。この件につきましては、もう事前に、教育長や教育次長や参事が教員でありますから、同じ土俵でやり取りしましょうということ宿題を出しておったわけでありませんが、考えてみますと、教育長が答えを言う。「はい、よくできました」とか、私が言うような状況でもありませんから、私はこのように

考えるのですが、皆さん方、反論がありましたら出してほしいという形にしてみたいと思います。

平均八十五点をねらって問題を出した。自分の授業を振り返ってみても、大して落ち度なくうまく自分なりに展開できたのではないかという授業が過ぎ去っていった。テストをやった。ところが、なかなか自分が思ったような結果が出なかった。そのときに、私は、うまく理解してもらえずに平均二十点や三十点を取った子を、その子供たちのせいにするということは、教員ならばあり得んと思うのですね。子供たちが悪かったから、だからうまくいかに、自分たちの思ったとおり、自分の指導者のとおりの結果が出なかったわけではない。やはりそこに自分の意図したことがうまく伝わっていなかった。少なくとも自分が期待して理解してくれただろうと思うことが伝わっていなかったという評価こそ、教員である人間はすべきなのであります。そうして、そこでそういう結果を真摯に見つめて、そのテストをどうして次の授業の中に、より生かしていくかということを考えなければならぬわけでありませう。

ところが、今回のこの一連の動きを見ておると、多く教師がかかわっておるこの問題が、本当に僕の考えるような教師としての対応で対応できているのかなという気がしてならぬわけでありませう。まず平均点八十五をねらったときにうまく結果が、クラスによって差が出た。そのときの僕の認識の仕方におかしさ、不自然さ、あるいは違う意見というのが考えられるのですか。その件についてお願いします。

○教育総務課参事（楠 輝義君） お答えいたします。

私どもの学校統合に対するこれまでの取り組みについての御評価、ありがとうございます。行政的にも手続的にも問題はない。もちろんその過程では言葉かけとか技術的なもので課題もあるとは思いますが、評価をいただいたと思って感謝しております。

さて、今御指摘の同じ指導法のあり方の中で八十点と二十点のクラスが出た。六番議員さんのおっしゃるとおり、指導法のあり方を十分見詰め直し、次のときにどのような状況づくりをして、子供たちが受け入れやすい環境づくりをする。そして指導のあり方を見直すのが教員のあり方だととらえております。

○六番（池田康雄君） この議会でも何人かの方がこの問題に触れられたときに、今の参事が答弁したように、この不満のエネルギーを次のときに生かすなんて、そんなきれいなことが学校の現場でやられてきたのですか。そんなことで、あしたの授業が成り立つのですか。僕は、成り立たん。それでは、次から授業ができませんよ。「悪かったな、この次のときからそんなことせんのう」、「そうしたら先生、今回のテストの扱いはどうしてくれるのか」と、こうなるよ。その問題を、「この次からだ」というふうにしてその子供たちの不満、そして教師への不信。「先生は言ったではないか、この問題は出ないと」、「先生、この問題はこうだと言ったではないか。おれ、そのとおりに書い

たら、先生、二十点だ。おれは先生の授業、これから聞かれん」。事  
子供に関して、事教育に関して絶対に、それがなければ成り立たない  
ことというのは、信頼だと思のです。そして今回僕は、そのプロセス  
において特に大きな問題を感じないといったら、そのことだけ取り  
上げて感謝されましたけれども、それは枝葉なのです。僕が言いた  
いの、そこのところが本当にわかっていただけるのならば、今回のこ  
の一連の中で結果として教育委員会の大きな不信を生んでしまったと  
いうことは、単に別府市の教育委員会あるいは別府の市政だけではなく  
て、別府市内の教育活動に大きな混乱といいますか、仕事をしづら  
い状況を生んでしまうのですよ。僕は、生んでしまっている部分があ  
るのではないかと思うのです。それを、そこに目が行かないで、ただ  
そのエネルギーを次に回してもら、そこに一生懸命努力する。確か  
にそう言わざるを得ない状況もわかりはしますけれども、僕は、それ  
だけではこの問題はやっぱり前にずらんだらうというふうに思うので  
す。ならばどうせねばいかんかというところをやっぱりもうちょっと  
真剣に考えぬと、いや、それはもうそういうふうにしていくの  
だ、何とかずつていくだらうということでは、ますます別府市内にお  
ける教育のしづらい状況が持続こそすれ、教育委員会が望む健全な別  
府市の教育の状況づくりというのには進んでいかんだらうというふう  
に思うわけです。教育次長、何かありますか。何か不思議そうな顔で  
見ておるけれども。

○教育次長（木村善行君） お答えいたします。

私も学校現場を離れてもう随分になるわけですが、授業の指導の仕  
方については、六番議員さんの言うとおりでというふうに思っており  
ます。ただ、この学校統合の問題と授業の問題が一緒かどうかという  
のは、ちょっと私は、今お聞きしてちょっと悩んでおるところでござ  
います。八十点と二十点の差が出たということは、授業の場面であれ  
ば、指導者としての指導の方法に問題があったかなというふうな反省  
も当然こめるかと思うし、それなりのまた対応も当然していかなけれ  
ばいけないのではないかというふうに考えております。

ただ私どもは、今回、地域の代表の方々を準備委員会の中に入れま  
して、同じ状況の中で、同じ論議を尽くしての結果であります。授業  
の場面では、確かにそういう差が出るということは、指導面とそれか  
ら子供が現在持つておる力というものを十分把握できなかったという  
ような状況もあらうかと思いますけれども、私は、今回のこの件につ  
いては、そういうような差はない、同じお力の中で論議をしていただ  
いたというふうに感じておるわけでございます。

○六番（池田康雄君） 教育と教育行政がイコールだということを、僕は  
一生懸命言いたいわけではないのです。ただ、学校にかかわるその主  
役は、子供であるわけでありますから、それはあなた方も絶えず口に  
しておる。そうしたときに、今回の教育行政の根幹は、やっぱり教育  
にないといかんのです。何か今、力量に差があったとか。一組と二組

に力量の差があるのではないのですよ、同じように均等にクラスを分けておるわけですから。そして同じように一生懸命に、こっちの授業もあっちの授業も一生懸命同じようにしてきた。でしょう。地域によってこっちの手を抜いたり、あっちを熱心にしたり、そういうことの説明をしたということではないし、僕もそういうことを言っておるのではないでしょう。同じように一生懸命やってきた、その結果に差が出た。これは、やっぱり紛れもない事実であるわけですから、そのところをやっぱりしっかり踏まえて、どうあることがね……。細かくは言いたいことは、まだたくさん持っています。というのは、教育委員会の議事の中身で、ああではないか、こうではないか、こうも言えるのではないかというようなことを言い出せば、きりないぐらいたくさん持ってはおりますけれども、子供ということをやっぱり考えているというふうには本当にあなた方が言いきれぬかなと。僕には、僕にはそうはちょっと見えづらいところがありますよということ力を強く指摘しておきたいと思っておりますので、その辺を十分踏まえて、適当な言葉でこの場を言い逃れるということではなしに、真摯に受けとめていただくということを期待して、この問題は終わりたいと思っております。

続きまして、この一年、あるいはもうちょっと前から、平成十四年の四月から週休二日になる、学校が五日になるということで、その準備はやっぱり大変な作業になるだろうという予測がありました。ゆえに、僕はかなり具体的なことを注文しながら推移してきたわけがあります。すでに多くの議員さん方も触れられておる問題と一部重なるかと思っておりますが、できるだけ避けながらチェックをさせていただきたいのでありますが、週休が二日になる。今は試行期間で月に二日はもうすでに土曜日が二回は休みであった。この四月から毎週土曜日が休みになる。つまり土・日が二日、週休二日になる。

そこで、試行期間はあったものの新たな展開が出てくるだけに、児童・生徒に対して教育委員会としてはどういう点を特に注意してすでに指導を加えておるのか、あるいは残りの期間で指導を加えるつもりなのか、その点についてお聞かせください。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

児童・生徒への指導についてでございますが、特に土曜と日曜日の休みにつきまして、その過ごし方、有意義な過ごし方ができるような事前の指導等を繰り返し行っているところでございます。あわせて、土曜日の時間が減りますので、その分、学力低下をしないように、各学校で教育課程をつくっていく中でそのあたりに力点を置きながら指導しているところでございます。

○六番（池田康雄君） 試行期間があるとはいえ、やっぱり新しい状況になるわけですから、今までの指導ですべて済んでおったというのではなしに、やはり新しい子供たちの生活が始まるのにふさわしい、きめ細かいステップを踏みながらの指導をぜひ欠かさず心がけてほしいなというふうに思います。

私は、その週休二日になることによって、子供たちが学校の現場を離れて家庭や地域に戻る、言葉ではこのように言われて説明されるわけではありますが、新たなそういう状況に置かれた、そしてそういう状況にまだなれていない子供であるがゆえに、幾つかの新しい困った状況に置かれる子供がふえていくということのないようにしてほしいが、果たしてそれがうまくいくのかな。できるだけそのことに戸惑う子供を少なくして、そして新しい四月になったときに、新しい計画の中でこの週休二日と取り組める子供たちであってほしい、こういうふうに願いながら、生涯教育課を中心に、あるいはまたスポーツ振興課を中心にかなり細かな注文を出してまいりました。といいますのは、四月に子供たちが新しい状況を迎える、それ以前に、生涯教育を管轄している主に地区公民館等で行われる子供たちを受け入れるカリキュラム、いわゆる講座はどんなものをつくり得ているのか。あるいはスポーツ振興課が管轄するスポーツを中心としたその領域の中で、どういうものを新しい子供たちの受け皿として準備しているのかを、新しい四月が始まる前に子供たちや保護者に提示をし、そして子供たちがいろいろな選択・計画の中で四月を迎えるように努力してほしいというふうをお願いをしておりますが、その件に対して今どこまでの取り組みができて四月を迎えるようになっておるのか。生涯教育課それからスポーツ振興課、引き続きお答え願います。

○生涯学習課参事（穴見公司君） お答えいたします。

生涯学習課としましては、土曜日の過ごし方についていろいろ考えた末、地域の方々にいろいろ知っていただくという意味で、今年度の三月に市報で一部四月から始まる行事等の予定を紹介させていただきました。これは、今議会で予算等が正式に決まりましたら、改めて家庭の方に紹介したいと思いますが、その方法につきましては、各公民館ごとに具体的にどんな講座があってどういう時間帯に行われるかというのを一覧表にしまして、学校を通じて子供たちに知らせようとしております。新しく設けようとしておる、現在計画しているものとしたしましては、月の第一土曜日に「子供広場」と称しまして、中央公民館を初め各地区公民館での子供を対象にした行事、それから第二週の土曜日につきましては、大人と子供が一体となった世代間の交流学級を開催いたします。これにつきましては、今年度の各地区公民館での取り組みの回数がさまざまでしたので、統一をして行うように計画しております。それから第三週につきましては、子供たちについてもいろんな都合等あると思いますので、ここは地区公民館は一応空けておきまして、地域の方々がもし利用するのであれば使っていただくというようなことを計画しております。それから、昨年度、本年度好評でありました「はっけんクラブ」というものについて、引き続きこれは月ごとに各地区公民館を回る予定にしておりますが、これを計画しております。

生涯学習課で土曜日に対しまして計画している分については以上で

ございますが、そのほかに各地域での団体の活動がございます。それを支援するための学校外活動、あるいは指導者を派遣する事業といたしまして、合計百回ほどそれが可能になるように予定してございます。

○スポーツ振興課長（木村善行君） お答えいたします。

スポーツ振興課では、子供たちにスポーツ体験の場を提供し、その要求にこたえるとともに、生涯スポーツの足がかりになればというふうに考えております。具体的には、新たに休日になります第一・第三土曜日を基本といたしまして、各地区公民館を利用いたしまして、計三十五回のスポーツ体験教室を催させていただきたいというふうに考えておるところでございます。ただ私ども、年間を通してというような考え方で、この三十五回はばらつきもありますし、この数で十分なのかというような課題も残っております。また、子供たちも議員の御指摘がございましたように、低学年あるいは高学年、あるいはその子供が持っているいわゆる、「能力」という表現を使っていいのかどうか分かりませんが、力等を考慮した面というのがちょっと不足しているのかなというふうに感じて反省はしておりますけれども、この点等々につきましては、この教室が始まる前に指導者にお集まりをいただきまして十分、いわゆる子供の立場、指導の立場等を考えながら実践をしていただければなというふうに今考えておるところでございます。

○六番（池田康雄君） 一口に言いますと、私は、そういう週休二日制が完全に実施される対応としては、すでに幾つかの組織を持っているスポーツ関係の方が、それをうまくリーダーシップをとりながら組織していけば、こっちの方が簡単にうまく対応できるだろうと。それに対して生涯教育の部門が、先ほど来先輩議員の指摘もありましたように、社会教育主事あたりの別府市のこれまでの対応の不十分さから、その領域においてはかなり難しい。少なくとも僕が期待するのを十としたら二や三ぐらいしか出てこんだろうな、それでも仕方がないのかなというふうに正直思っていました。ところが、この十四年の三月現在では、やっぱり取り組みは逆転しておりまして、生涯教育の文化事業的な取り組みはかなり綿密な時間をかけて、そしてかなり子供たちを拾い集めるといいますか、取り込める視点を吟味しながらいろんな講座を持ってきたのに対して、やっぱりスポーツ振興課の取り組みは甘いな、貧弱だな。それは、やっぱりスポーツ振興課が今抱えている問題がいろいろあり過ぎて、なかなかこのところまで手が行かんかったのかなという思いがしたりするのですよね。だから、その辺やっぱり教育を柱としておるといようなところであれば、市長、その辺のスタッフというのか、人事の配置あたりも考えてあげながら、やっぱりどちらに対してもそごを起こさないような推進体制というのですかね、取り組みができるようにしてほしいなというのを、この問題を通して感じました。

ともあれ、四月から新しい受け皿をつくり上げて、子供たちの何と

か、通常ほかとするとする時間を少なくし、充実した週休二日へ歩み出せるような取り組みをしていただきました。まだまだ、そのプロセスの中で十二分に改善をしていかなければならないところも多いスタート段階であるというふうに僕も思っておりますし、担当者の皆さんもそのように思っておられると思いますので、ぜひ気持ちをこめた分析をして、来年度のよりよい子供たちのゆとりある、伸び伸びとして生き生きとした生活のできる状況づくりに取り組んでほしいというふうをお願いをいたします。

ちょっと数字的なことを一、二確認させてほしいのですが、先日の何月号でしたか、教育委員会の総務が発行している「別府っこ」に、休日の子供たちの過ごし方がグラフで示されておったものが載っておったわけでありましたが、今回の教育委員会を中心とした今の子供たちの文化的側面、スポーツ的側面の受け皿体制として、試行期間まではどのくらいのキャパしかなかったものが、この四月からは一応このくらいの収容能力にする取り組みができたという、その数字をもしお持ちならば教えてほしいのと、いま一点、けさの合同新聞に、社会教育活動の別府市の取り組みが紹介されておりまして、そこに高齢者と親子三代がレクリエーションなどを通して親睦を深める世代間交流学級に延べ千七百十名という数字が出ておりますが、その世代間交流に参加したこのいわゆる児童・生徒ですね、その数が何ぼであったのかという、その二点についてお答えいただけますか。

○生涯学習課参事（穴見公司君） お答えいたします。

生涯学習課で実施しております子供関係の講座等についてであります。本年度平成十三年度につきましては、講座の総数で申しますと四十二回ほど設定いたしました。来年度の予定でございますが、トータルで百三十七回、人数にいたしまして、本年度は参加した人数であります千九百二十七名でしたが、来年度は予定としまして四千二百名を一応予定しております。なお、これには中・高校生を予定しておりますボランティア講座は除いております。

二番目の御質問であります。世代間交流事業についての子供の参加の様子であります。これは中央公民館を初めそれぞれの地区公民館で実施しまして、講座の内容等によりまして子供の参加する割合がもちろん変わってきますけれども、トータルで申しますと、子供が八百人あります。大人が九百十名で、トータル千七百十人ありました。当初の予定は、千二百十人を予定しておりました。

○六番（池田康雄君） スポーツ関係で試行期間中の受け入れ状況がどのくらいで、来年度からどのくらいだという数字は、うまくまだできん……。いいです、はい。私のさっき指摘を忘れんように、また頑張ってください。

次に移ります。新しい講座が、今、文化行事的なものとはスポーツ的なものが出てくる。当然そこにはたくさんの子供たちを受け入れようとするれば、たくさんの方の指導者あるいは準指導者が必要になってくる

わけですね。こういうものにどれだけ学校関係者が参加できるか、あるいはこういうものにどれだけ市職員が参加できるかということも、こういう子供たちの健全な地域での活動がうまくいくか、うまくいかんかの決定的な要因になり得る事柄だと思うのですね。そのために私は、早目にどんな講座が展開できそうなのか、あるいはどんな講座を開きたいのか、どういう場所でどういうスポーツを展開したいのかということが明示できて、それならばここに自分は加勢できそうだとか、自分はここに応援に行けそうだというような、次の段階が出てくるのだと思うのですよね。

今回、残念ながらそこまでを見通したやっぱり段取りがなかったがゆえに、どうしても教職員の参加の取り組みの促しだとか、市職員どの程度のものが、この新しい週休二日へ地元に戻って参加していくのかというようなことが、まだ把握できていない状況ではないかと思うのです。僕は、それでいいと思っはけません。それは、やっぱり段取りが遅いがゆえのうまくいかなかった要素だと思いますので、やっぱりその辺も来年度に向けてしっかりと学校関係者も市の職員も、それこそいわゆる通常「公務員」と言われる者が、土日が新たな展開になることによって地域に戻って青少年の育成にかかわっていく、こういうことがやっぱり非常に大事になってくる。そういうことをしないで、学校が休みになって地域に返しましたよ。そして教員の家をのぞくと、へそ出して寝ておったというようなことでは、やっぱり地域に頼んでおって、という話にならんとも限らんわけで、市民感情としてはごく当然でありますから、そういうところの配慮もぜひ気を配りながら厳しい取り組み、それから積極的な呼びかけをやっぱりしてほしいというふうに思っております。

それから、先ほど生涯教育の参事から細かな数字をお知らせいただきまして、昨年までの取り組みにいかん反省を加えて、大きな規模の取り組みを展開しようとしているのかということが、私を含めて認識できたと思うわけではありますが、こういう新しい取り組みの中で、やっぱり当然次の段階で考えていくことは、現在ある地区公民館、あるいは中央公民館も地区公民館に入れておるかどうかわかりませんが、そういう公民館的なものをベースにして、今精いっぱい考えられることを考えたのだと思うのですね。これからはやっぱり教職員や地域の人たちと、また知恵を出し合いながら、場合によってはその収容場所を拡大するといえますか、できるだけ近いところで、できるだけいろんな楽しみができるように、やっぱり学校の施設等も含めて子供たちが休みを過ごせるような、そういう視点もぜひ忘れずに持ってほしいなということを要望しておきます。

続いて、少年少女の喫煙の問題に移りたいと思います。

私は二十六年、高校の教員をしてまいりましたが、生徒指導の教員をしていく中で一番のネックは、生徒の喫煙です。この喫煙の問題がなければ、もっと多くの教員が、いわゆる教科指導を含めた教員本

来の、と言ったら語弊がありますが、もっと違うところに力を入れながら教育活動ができる。ところが、どこの学校に行ってもいつも振り回されるのが、この喫煙問題でありまして、イタチごっこであります。吸った、謹慎させた。吸った、謹慎させた。吸った、退学させた。こういうようなことの繰り返しで、教育活動をしておっても充実感がないのです、そういうような指導というのは、だから、本当に青少年の育成というのを掲げて、別府市もいろんな組織を持っておるでしょうし、またそういう団体というのですか、そういう委員会等に別府市もいろんなところでかんでいっておるのだと思うのですがね。僕は、もう全市挙げて、別府市が一方で教育を柱にして、一方で青少年の育成というものが非常に大事なものだという認識があるのならば、この喫煙問題をやっぱり根絶する取り組みを展開していけないものかなというふうに思っておるわけでありまして。その一番のネックは、やっぱり自動販売機だと思う。もちろんこの自動販売機は、自動販売機をもって生活をしている方がおったりして、そこで生活権の問題もありはします、それは百も承知であります。でも、子供ということを大事にするということならば、やっぱりおかしいです。吸ってはいけない、と一方で法でうたいながら、一方で指導しながら、お金を入れたら出てくるものがそばにあるような状況を放置しておくということは、やはりこれは、僕は日本社会の貧困だと思いますよ。こういうところをやっぱり考えていくことなしには、僕は、青少年の問題というのはなかなかずっていかんのではないかなというふうに思っております。

いつの文書を見ましても、どんな青少年の会議の会議録や、あるいは新聞報道を見ましても、子供たちを誘惑する状況は大きく分けて二つですよ。夜に子供たちを誘い込む。これは二十四時間明かりをつけた店があれば、やっぱり子供は、「ガ」ではないですが、何かこう、外に出たらそこに、どこか行くところがあれば行きますよ。それは私たちの年代は、夜出歩いたら、道路につまずいてけがするぐらいが落ちですから。だけれども、子供たちへの誘惑が多い状況の中で、そういうところをやっぱり観光都市という側面をもちろん持って、それを大事にする部分を否定するわけではありませんが、私は、今回は子供に視線を据えたところで青少年の健全育成を主張するならば、やっぱり僕は自動販売機の廃絶というところあたりを、ひとつどこかで真剣に議論してもらえないかな。大人が多少不便をしても、場合によっては一部観光客の皆さんに迷惑をかけることがあったとしても、僕は、別府市がこの問題に真摯に取り組む姿がアピールできれば、別府市にとってマイナスにはなんのではないかなというふうに考えておるのですが、現在、日本のあちこちでその自動販売機に関して条例等をつくりながら取り組んでいる実態をどのように把握しておるか、ちょっと教えてください。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

現在、自動販売機の撤去について取り組みをしているところにつき

まして、ちょっと御説明申し上げます。

島根県の出雲市で、出雲市たばこ屋外自動販売機に関する指導要綱、これを平成七年六月一日に施行いたしまして、そういう撤去について取り組んでおります。次に、茨城県八千代町でございますが、平成十年十一月二十二日、「青少年無煙の町」宣言をいたしております。続きまして、広島県福山市ですが、福山市たばこ自動販売機の設置管理条例を平成十一年七月一日に施行いたしております。次に青森県深浦町ですが、深浦町自動販売機の適正な設置及び管理に関する条例、これを十三年四月一日に同じく施行いたしまして、そういう自動販売機の撤去についての取り組みをしているのを把握いたしております。

○六番（池田康雄君） 市長、嫌味ではなく聞いてほしいのですが、全国に先駆け、全県に先駆けて、僕に言わせれば中規模校的なものをより子供がよい状況で学習できるようにというふうに、学校統合を決断した別府市であってみれば、やっぱり全国に幾つか事例が出始めている、この青少年の喫煙の大きな要因にかかわる自動販売機について一度じっくり考えて、英断すべきかどうかぜひ検討してほしいというふうをお願いをしておきたいというふうに思います。

○教育長（山田俊秀君） 今、大変貴重な御意見をありがとうございます。私もかつて青少年の健全育成の仕事をしていたときがあるのですが、そのときに実は有害図書の自販機というのがあったのです。この有害図書の自販機が別府市内に六カ所ありまして、この六カ所の自販機を撤去するのに、もう大変な労力を使った記憶があります。

今、たばこの自販機のことについてですが、先ほど六番議員さんがおっしゃっていたように、実は家庭でもうすでに子供が喫煙するのを、みんなの前で吸うな、家で吸っていいから、ということで灰皿を出したりとか、そういうような家庭も現実にあります。これについても、かつて警察をお願いいたしまして書類送検したことがあるのです。そのときは大変大きな問題になりまして、マスコミにもお願いして新聞に大々的に取り上げてもらいました。しかし、現にいろいろやっているのが、県の青環条例というのがあるのですが、それではなかなか、今、議員さんがおっしゃったようなところがいきません。ただ幸いに、私どもとすればいろんな情報を得る手だてもありますし、警察ともうまく今話し合いができておりますので、そういうところで何とかそういうことがうまくいく方法がないか、十分話し合いながら前向きに取り組んでまいりたいと思います。

たまたま県下には、そういう別府市のような青少年センターのようなものが四市町あります。そういうようなところともまた連携をとりながら、何とか前向きに取り組んでまいりたいと思います。御提言ありがとうございました。

○六番（池田康雄君） それでは、最後に、歴史的建造物の保全等に関する調査委員会について、助役に二点ほどお聞きして終わりたいと思うわけですが、一点は、この文化財保存委員会の業務内容という

のですかね、仕事内容は、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に具申するというのもって任命をしておるわけでありませぬ。文化財と歴史的建造物の位置関係からすると、私の認識では、文化財の方が優位というか上位というか、中身としては大きいと。これは私の認識ではなくて、もう常識だと思ふのですが、そのところでどうして……、今回はそれとは別物としてつくったということが、この間議場で述べられましたが、その別物にすることのねらいは何だったのかが一点です。

それからもう一点は、歴史的建造物というのは、かなり幅広い中身を持っておるわけでありませぬ。そして、その第一義的に浜田温泉を扱うということで、たぶん温泉課が事務局になったのだと思ふのですが、私は、歴史的建造物の調査会を担当するのが温泉課なんかというのは、とんでも認識違いがあるのではないかと。当然やっぱり生涯教育を中心としたところか、少なくとも新設の部署が担当すべきものであるはずと違いないと認識しておるわけでありませぬ、その私の認識に対する御意見等を含めて二点、お願いします。

○助役（安倍一郎君） お答えをいたします。

この調査委員会の設置につきましては、さきの十二月議会でも、こういう組織を立ち上げる、こういうことはお話を申し上げたところであります。この文化財調査委員につきましては、議員も調査委員になっておられますので十分御承知のことと思ひますが、教育委員会の諮問に応じまして文化財、これは有形文化財から、有形・無形、そして記念物、伝統的建造物等があるのでありますが、これの保存及び活用に関する調査等を主な職務としているわけでありませぬ、これに対しまして、今回の歴史的建造物の保全等に関する調査委員会、これは歴史的建造物を歴史的かつ文化的な価値面だけではなくて、まちづくりや観光政策、さらには財政的な視点から、その保全等にかかる基本方針等について検討しようというものでありませぬ、両者の担う役割は異なっておりませぬ、そこに本調査委員会設置の必要性とまた独自性があるわけでありませぬ。また、このことから、十二月の定例市議会でも答弁をいたしましたとおり、この文化財調査委員の職務を調査委員会が優するものではないと、こういうふうに私ども考えております。

さらに、現在の文化財調査委員会、二十名以内ということで十五名の方々が任命を、委嘱をされておりますが、その専門分野を見せていただきますと、植物、郷土史、民族、古文書、動物、近・現代史、美術及び温泉地質学等ございまして、今回、私どもが必要とする建築及び建造物を専門とする文化財調査委員は、現在のところ委嘱をされておられません。

また、歴史的建造物の範囲、対象につきましては、今後この調査検討委員会でも審議をする中で決定をしていくこととなりますが、歴史的かつ文化的な価値が高い建造物及びこれと一体をなす工作物で、おおむね私ども市といたしましては、大分県近代化遺産総合調査対象物件

が考えられるのではなからうか、こういうふうを考えております。

それから二点目の、この担当部署の件でございますが、別府市にとって歴史的建造物の保全等に関する基準・ルールづくりは、前例のない問題の処理でありますことから、既存の一つの組織・部署ですべて対応することは困難であります。このため、最も関係の深い部署を中心に事業をスタートさせまして、事業を進める中で、走りながら必要な手直しをすることにいたしました次第であります。したがって、浜田温泉が契機となったことから、温泉課に事務局を置き処理をすることにいたしましたので、御理解をいただきたいと思っております。

- 二十一番（泉 武弘君） 議長、最初に議員の皆さんと執行部に、「別府市議会議員の政治倫理に関する条例」の写しを配付させていただきたいと思っておりますので、御了解をいただきたいと思っております。

次の課は、議場にお入りください。すみません、それを配ってください。

- 副議長（佐藤博章君） 事務局は、配付をしてください。
- 二十一番（泉 武弘君） 児童家庭課、公園課、土木課、建築住宅課、生涯学習課、清掃課、学校教育課、職員課。以上、お入りください。いいですか。

過ぐる議案質疑の中で、今後十年間に予想される退職金総額が百四十億円を超える、このように議案質疑で答弁をいただいております。こういう中であって、費用対効果を考えたこの行財政改革というのは避けて通れない。これがなければ、別府市の財政そのものが大変厳しい状況に立ち至る、こういう状況になっています。

ちょうど議員にならせていただきまして三年目を迎えるわけでございますけれども、この三年間、行財政改革についていろいろな提言をし、また具体的な御意見も拝聴してきました。さきの議会で安倍助役から、三月議会には行財政改革の具体案を提示します、このように答弁をちょうだいいたしましたわけでございます。

そこで、今、声をかけさせていただきました児童家庭課から、今後どのような行財政改革を具体的にやろうとしているのか、このことを具体的に御答弁をください。

- 児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

今議会におきまして、別府市の別府市立保育所の管理運営に関する条例の一部改正案、改正を御提案申し上げております。この御承認をいただければ、平成十六年度から市立山の手それから境川、それから青山、三園を民間に移管をしたいというふうに考えております。この移管につきましては、保護者とも十分誠意を持って対応する中で、スムーズな移管等を考えておりました、今後につきましては、現在の保育所の施設の老朽化の程度また職員の適正配置、こういう部分を考え、平成十九年度には三園程度としたいという計画でございます。

- 公園緑地課長（亀岡丈人君） お答えいたします。

花の育苗と公園の管理業務の今後でございますが、春木苗圃の育苗

業務につきましては、平成十六年度に廃止したいと考えております。  
また公園管理業務につきましては、緊急時に対応できる体制を残しまして、それ以外は順次民間委託をしたいと考えております。

○建築住宅課長（安部重穂君） お答えいたします。

市営住宅の管理委託につきましては、今後、委託できる業務内容を整理しながら、平成十四年度中には条例の整備をし、委託先が決まりましたら、十五年度から委託契約できるものから取り組んでまいりたいと思っております。

○土木課長（小野哲男君） お答えいたします。

御指摘の件でございますが、土木課では、道路補修業務を今やっております直営班がございます。直営班におきましては、オーバーレイ部門に対しては、十四年度から民間委託を実施いたしたいと考えております。それから、ポケット舗装とかそういう面につきましては非常に緊急を要しますので、放置すれば、すぐ事故につながるという中から、管理責任を問われるということから、直営でいきたいと考えております。しかし、市民サービスの低下を招かないためにも、今後とも維持補修班でやっていこうと考えているのですが、大分県十一市の中に四市だけが直営ではなく、道路維持補修を業者発注いたしておりますので、今後そういう点も考えながら検討してまいりたい、かように思っております。

○清掃課長（宮津健一君） お答えをさせていただきます。

昨年十二月に行政改革の基本項目を組合に提示いたしました。現在その実施に向けての基本計画、いわゆるマスタープランを作成し、最終内部調整を行っております。

南畑不燃物埋立場は、平成十三年度より職員三人のうち一名を囑託というふうにしております。今後も、囑託化を基本と考えております。

し尿処理場春木苑につきましては、現在、中央浄化センターへの移転もしくは現在地での建てかえを技術面、経済面、環境面で検討中であります。現施設は老朽化が進み、運転保守には長年の職員の経験が必要であります。委託は、新施設での実施という方向で考えております。

ごみ収集部門の行政改革につきましては、基本計画の中で事務事業の改革、機構改革、収集コースの見直し、そして民間活力の導入をうたっております。いずれもが重要な改革項目となっております。

ごみ収集業務の民間活力の導入に向けては、今後、組合との協議を進めることを基本に、平成十四年度中に協議を行い、改革の具体案を作成し、平成十五年度に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○生涯学習課長（弥田弘幸君） お答えいたします。

中央公民館が、各地区公民館の中心的な役割を果たす目的から、社会教育主事の配置について必要であると考えております。そういうところから配置に向け、またホールの音響等の専門的な知識を持つ職員

が異動や退職などで欠員を生じる場合は、市の退職者に限らず、専門的な知識を持った者を十五年度を目途に嘱託職員として採用する方向で検討していきたい、このように思っております。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

学校給食の調理業務につきましては、学校給食の調理業務ということで、人件費等の経費節減に努めまして、学校給食業務の効率化を図っていききたいと思います。平成十四年度中に基本方針に基づきまして、学校給食基本構想案を平成十五年度を目途に学校給食実施計画案を策定したいと考えています。

また幼稚園の教職員につきましても、平成十四年度中に幼稚園将来計画構想案を、平成十五年度を目途に実施計画案を策定したいと考えています。

なお、幼稚園と調理員の職員の退職に伴う採用等の件につきましては、関係課等と十分協議してまいりたいと考えています。

○二十一番（泉 武弘君） 先ほどの御答弁いただいた皆さん、退席していただいて結構ですよ。

今のを市長、教育長、お聞きになったとおり、よくここまで短期間で踏み込んでいただいたな、これが私の素直な気持ちです。このことについて担当した部課長の皆さんには、心からお礼を申し上げたい。そして、これに対応していただいた組合の皆さんにも敬意を表したいな、こういう思いです。そして、こういうたゆまざるこの改革に取り組んできた市長には、私は本当に敬意を表したいと思います。

しかしながら、今から、今もうすでに組合との協議を終えられたもの、また組合との協議に入っているもの、それで今、教育委員会として具体的な案を定めて、今から協議に入るもの。今から先、大変な試練だと思えますけれども、これは避けて通れません。特にこの場で指摘をしておきたいのは、学校給食については、二百四十五日のうちに百八十八日しか勤務していない。勤務してない日数にも賃金が払われている、こういう大きな問題が横たわっています。

それからもう一点。清掃業務課においては、平日で一時間三分、粗大・不燃で二時間三十分、勤務実態がないのに賃金を支払っている。これは地方公務員法並びに市条例の給与という部分に完全に抵触をします。こういうことに対して住民から訴訟が起きないうちに、早い機会に具体案をつくって実施していただく、このことを今日は一点だけ注意をいたしておきたいと思います。

いずれにせよ、ここまでよく踏み込んでいただいたな、ここまでよく進んできたな、これが私の実感です。これは、まさにこの時点では評価に値する仕事だ、このことだけははっきり申し上げてよろしいかと思えます。

さて、今回の質問の中で行財政改革の具体案につきましては、今、具体的に御答弁をいただきましたので、これを現時点では了として、次に移らせていただきます。

議員の皆さん方の机の上、そして執行部の皆さんの席の上に「別府市議会議員の政治倫理に関する条例」。これは平成八年三月二十五日条例第二十一号で、清成議員の提案で全員一致で決められています。

この第一条の目的は、「この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、政治倫理の向上と確立に努め、もって清浄で健全な市政の発展に寄与することを目的とする」。これは、議会みずからが議員の政治倫理を確立しようということ、議員が提案し議会が同意を与えた政治倫理条例であるということ、まず議員の皆さんにも認識をしていただきたいと思えます。

その中の二条では議員の責務、「議員は、市民の代表者として議会に与えられた権能と責務を深く自覚するとともに、その品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、地方自治の本旨にのっとり、その使命の達成に努めなければならない」、このようにあります。

次の政治倫理基準が第三条で定められていますが、「議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。一、市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。二、政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、議員の後援団体についても同様に措置すること。三、常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。四、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。五、地方自治法第九十二条の二、議員兼業禁止の規定に抵触するおそれのある社会福祉協議会会長及び自治委員等の職は、兼務しないこと」。このように私も議会がみずからの議員倫理の規範を全員一致で決めている。こういう経過があるということ、まず議員の皆さんは、きょうの質問前にぜひとも一緒に考えていただきたい。

では、それに違反した場合には、議会はどのようなことをしなければいけないのか。これは九条に出ています。「議会は、議員が第三条に規定する政治倫理基準に違反したと認めるときは、議会の名誉と品位を守り、かつ、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする」、こうなっている。これは、議会そのものの名誉、議員個人による議員が傷つけた議会の名誉をどのように守るか。そのために必要な措置を講ずる、このように議員倫理条例では決められています。

このような中で、大変不幸でございますけれども、執行部にかかわりのある部分をこの議場でどうしてもお聞きしなければなりません。

私が今からお聞きしますことは、一月十八日に、ある大学のゼミ室、これは複数の皆さん方と一緒に、その方の御了解を得てここに、録音テープに入れさせていただきました。これは、当然ながら人の話を録音するわけですから、御本人の了解なくしては録音できません。

これに基づいて要点を起こさせていただいております。これに基づいて、今から質問をさせていただくわけです。

そこで、別府市の総合体育館建設に関する設計者策定委員会設置要綱について、その目的それから所掌事務、それから守秘義務、これはどのようになっていたのか、御答弁をいただきたいと思います。

(答弁する者なし)(発言する者あり)

○二十一番(泉 武弘君) それでは、このようになっていますから、私の方から申し上げます。

まず目的は、「別府市総合体育館の設計業務を委託するに当たり、最も適した設計者を選定するため、総合体育館設計者選定委員会を」とこうなっております。所掌事務は、「委員会は、総合体育館建設にかかる設計予定者の選定を行う」、こうなっています。七条に守秘義務がありまして、「委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない」、こうなっています。

そこで、具体的にお尋ね申し上げます。この設計業者策定の絞り込みの段階で、この中の委員から別府市に対して何らかの不安が寄せられた経緯があるのかどうか、経過があるのかどうか、まずこれから御答弁ください。

○建設部参事(由川盛登君) お答えいたします。

その件につきましては、どういうことでその六社に絞ったかという御意見を聞きました。(発言する者あり)

○二十一番(泉 武弘君) 助役、助役。あなた知っているわけだから、あなたが答弁してください。

○助役(三浦義人君) お答えをいたします。

私は、この委員会には直接かわりは持ってございませんでした。当時は、大塚助役が担当でございました。しかしながら、これは、ただいま議員から御指摘のございましたように、大学の方、この副委員長でございます。指名委員会の副委員長さんのもとに参りましたときに、その状況につきましては、その報告を受けているところでございます。その事実は、御指摘のとおりでございます。

○副議長(佐藤博章君) 休憩いたします。

午後三時 零分 休憩

午後三時十五分 再開

○副議長(佐藤博章君) 再開いたします。

○二十一番(泉 武弘君) あなた方も事実について言いにくいのかどうか分かりませんから、私の方からこのテープを起こした内容について、先にこういう内容だったということを確認をさせていただきます。

この大学のゼミ室にお伺いしたのは、一月十八日でございます。それ以前に私が計五回か六回、大学のゼミ室に電話をしましたが、ちょうど冬休みで御本人との連絡がとれませんでした。それで新年になってから連絡がとれて、実は別府市の市議会議員で泉武弘と言いますけれども、別府市の議員倫理条例ではこういうのがあります。

もしかしたら、私どもの議員であなたに御迷惑をおかけした人がいるのではないだろうか、このように実は私は電話で申し上げた。

そのときの言葉が、僕は今もって強烈に残っているのですが、「あなたは、私と私の家族の命を守ってくれますか」、これが第一の反応でした。私は、これは大変なことなのだなと思って、「その件については、私がお伺いする前に警察の方にはそのことをお願いして、そちらにお伺いします」ということで、しかるべき方にそのことはお願いをして、実は十八日にお伺いしました。

それで、この教授は、別府市の耐震建築物についていろいろな御指導をいただいているようでございます。それで、先ほど言いましたように、御本人の目の前に録音テープを置かせていただきまして、これは大変重要な問題であるから、ぜひとも御了解をいただきたい、それで録音をさせていただきたい、このように申し上げて録音をさせていただきました。これによりますと、設計業者の選定作業において、これはずうっと三十分ぐらいあるのですけれども、その中で、絞り込みの段階の時点で三ヶ尻さんから電話があった。三ヶ尻さんというのは、私どもの議長の三ヶ尻正友さんです。「どの業者がその業者選定の中に入っているのかオープンにしろ」、こういうことの要請があった。それで、この教授は、「委員会はオープンにできない」、こういうふうにお答えしたところ、「おまえたち二人の教授で決めて、ほかの委員はそれに従うのではないか。おまえはそれでも教授か。全く常識がない。詭弁を言うな」。こういうことで相当きつく言われたそうでございます。それで、それに対して教授は、「それはオープンにできないのだ」、こう言ったそうです。それで、そのときの印象について教授は次のように言っておりました。「あの人は、自分のことしか考えておらず、私は大学教授をしており専門知識を持っているが、あの人はそれを全く評価していない。私が意見を言おうとしても、全く聞こうとしない。大分県にはこんなルールがある、と押し切られ、まるで脅迫を受けている感じであった。『全くおまえは話にならないやつだ』とののしられた」、こういうふうにあります。そして、そのことを教授は心配して、別府市にその事態を告げた。こういうふうには三ヶ尻正友議員から言われて非常に不安になった。家族を含めて危害が加わらないようお願いをした結果、大分南署から電話があり、「責任を持ってお守りします」。近辺パトロールをしてくれるということであったので、自分が住んでいる近所の人にも、こういう事態があったので注意をするようにというふうをお願いをした、このように教授は言っています。

ここまで私がこのテープから起こしました内容についてお話しさせていただきましたけれども、この情報と、あなた方が得ている情報とに誤謬はないでしょうか。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

その前に、ちょっと流れを説明させていただきたいと思います。

実は、この件の事実があったという日付は、平成十二年六月二十三日というように私どもは理解をいたしております。その当日、大学教授の方から、別府市の総合体育館の建設準備室の方にそういう旨があったという教授から報告がございまして、それを、その情報に基づきまして担当部長さらには助役、市長というように報告が参ってきたわけでございます。その中で、私どもが一番やっぱり大事な点といたしましては、私どもが委員としてお願いをした方に対しましてこのような行為があったということで、非常に迷惑をおかけしたわけでございます。そこで市長に報告をいたしましたところ、市長も、「すぐおわびに行ってください」というような指示をいただきましたので、私は担当助役の――当時は大塚助役でございました――大塚助役、さらに私、もう一人課長、三名でその意を受けて大分大学の方に参ったところでございます。

そこで、教授からいろいろとお話を聞く中で、ただいま議員から御指摘のございました点につきましても、私どもは、そのとおりであるというように認識をいたしているところでございます。

○二十一番（泉 武弘君） この議場の場で、三ヶ尻正友議員が、そのような圧力をかけた。だからどうしようということを行政に求める性格のものではないのですね、先ほど言ったように。議員倫理条例、議会みずからが、これは自分らで名誉の回復の措置をとらなければいけないとなっております。私は、この議場にいる議員の皆さんが、的確なジャッジをするための事実関係を確認しておきたい。

そこで、これはそれだけにとどまってないのですね。その後、総合体育館建設の予備指名に関連して、議長からこういう要請があったのではないのですか。「指名委員会の委員全員を議長室に集める」、こういう要請があったように私は実は聞いている。それでそのとき、それがもしあったとするならば、議長室にどなたが行って、どういうやりとりがあったのか、具体的に話をしてください。

○助役（三浦義人君） その点につきましては、ちょっと時期も違います。本体工事、附帯工事の内容でございまして、実はそれは平成十三年六月二十八日でございます。給排水、空調、電気等々の指名工事でございます。朝参りますと、確かに議長室に関係者は来てくれというような要望があったところでございます。しかしながら、私といたしましては、指名委員の委員長をさせていただいておりますので、これは指名委員という肩書の中でそういうところに行くということはいかなるものでありましょかということで、まず議長に了解をとりまして、私と担当課長がその席上に参ったような状況でございます。

○二十一番（泉 武弘君） 行政に携わる皆さん方と、それをチェックする議員側との間に激しいやりとりがあることは、これはもう仕方ないのですね。しかし、その段階において越えてはいけない言葉とか、越えてはいけないものというのは、必ずあると思うのですね。そのときに助役あなたに対して三ヶ尻議長は、大変厳しい形容詞を使ってあな

たを表現したと思うのですね。それともう一点は、そこに呼ばれたときにどういう話があったのか。

- 助役（三浦義人君） 議長からどういう言い方をされたのかという点でございますが、これはもう私だけではございませんので、そこに立ち会った方は複数いましたので、かなり厳しいことを言われたということは事実でございます。

それから、その内容につきましては、これは三件、その内容の、指名をした経緯につきまして問われたような状況でございます。

- 二十一番（泉 武弘君） 助役ね、我々側の問題なのです。この問題は我々側の問題。自分らでつくった政治倫理条例の規範に触れるのかどうか、そのことの今、瀬踏みを実は私自身させてもらっている。

もうちょっと具体的にそのときの様子を話してくれませんか。というのは、もう先ほど言いましたように、なぜそういうことを議長が、指名委員会の委員長を呼んで聞かなければいけないのか、ここが一番問題なのです。もうちょっと詳しく話してください。

- 副議長（佐藤博章君） 休憩いたします。

午後三時二十六分 休憩

午後三時三十四分 再開

- 副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

- 助役（三浦義人君） お答えをいたします。

内容について詳しく申し上げよということでございます。神聖な議場でございます。私が知り得たことは、この場で御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

ちょうど、もう一年前でございますので詳細に覚えておりませんので、メモ書きをしておりますので、それを読ませていただきたいというふうに思っております。

「今回の総合体育館の予備指名がおかしい、説明せよ」と。「指名委員で決定したことであり、詳細については、秘密会のため申し上げられません」と概要を申し上げたところでございます。「この工事は補助事業であり、県外のすぐれた技術力を持った業者と、また別府市内の業者も市外で工事をしており、これだけの工事で市外業者を完全に排除することも問題があるのではないかと結論に達したので、県外、県内、市内の三者ベンチャーとした」という説明をいたしたところでございます。「それは問題発言だぞ。どこに市内業者が、市外工事の指名を受けよるか。民間工事は別だ」というようなお話でございました。「この予備指名を見ると、点数の順番にいてない。市長の言う公明正大には指名をしちよらんのか」、「権限のある指名委員会で検討した結果であり、公平・公正に指名をいたしました」と答えたところでございます。

さらに、「評点数も考慮に入れ、技術職員の数、地域性等を勘案して決定したところでございます」という答弁をいたしました。「そげな講釈を言うな。理屈を言うんか」ということでございましたし、こ

のあたりがポイントであったのかなという思いもいたしております。それに対しまして、私に対しても非常に厳しい言葉があったわけですが（「そこを言わなければ」と呼ぶ者あり）、そこはもう割愛をさせていただきたいというふうに思っております。

このような状況の中で、一たん一時間程度で退室をいたしまして、三十分後また議長室に呼ばれまして、また前段のと通りの繰り返して経緯をしたというような状況でございます。

○副議長（佐藤博章君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

休憩いたします。

午後三時三十七分 休憩

午後四時五十一分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

○二十一番（泉 武弘君） この問題について、警察に当該者の身辺警護をお願いしたという事実があったのかどうか、これが一点。

それから、行政への不当介入について弁護士と協議をしたのか、この二点。答弁ください。

○助役（三浦義人君） お答えをいたします。

前段の、警察に言ったのかということでございますが、この件は、吉村教授からそういう依頼がございましたので、私どもが警察の方に参りまして、そのお願いをしたところでございます。

それから、顧問弁護士と協議したのかということでございますが、この件につきましても、総体的に弁護士と協議をいたした事実がございます。

○二十一番（泉 武弘君） 今お聞きになってわかるとおり、事は大変深刻な問題だったということは、今のやりとりで十分わかったと思うのですね。先ほど来言っておりますように、私どもが行政への介入、これについては当然慎重であらねばいけない。このことは議論を待つまでもないのですね。

一たんこの問題は置いて、後ほど総括で議論をさせていただきますけれども、ここに土地の謄本を実はお持ちしております。これは、市税の滞納状況に絡んで話をお伺いするわけですが、亀川東町一九〇四番、一八九五の二番、一八九七の一番、一八九七の一の二番。これを見ますと、一筆を除いて大蔵省、大分県、大蔵省、別府市という差し押さえが実はなされている。これはどういうことかといいますと、公租公課について完納してない。ゆえに差し押さえを受けている。それでこの会社がどういう会社かといいますと、ここに定款がありますが、亀川タクシー株式会社。この役員名簿がここにありますが、この取締役役に私どもの三ヶ尻正友議長が入っている。片方で今度は税の滞納という会社に関連しているわけですね。このことが、先ほど皆さんにお配りしました政治倫理条例との絡みで、大変大きな重さを持ってくるわけなのです。自分が役職を兼ねている会社が滞納している。

もしその会社から、三ヶ尻正友議員が役員報酬等を得ているとしたならば、片方で滞納がある、片方で報酬を受けている、こういうことになろうと思います。ましてや個人に滞納があるとすれば、それは当然議員辞職ものだ、このように私は考えます。

先ほど、質問者であります私には、なぜ休憩になったのかの説明もないまま推移しましたけれども、その中で大変ありがたいことに、「三ヶ尻正友議員に弁明の機会を与えるべきだ」という提言をしてくれた方がいらっしゃる。私は大歓迎でございます。今言いましたように、議員倫理条例では、当然収入や税金の滞納問題についてもすべての資料を提出いただくようになっておりますから、こういう疑問を持たれた方が、議員倫理条例に基づく特別委員会に出て説明をする、もう当たり前のことです。大変ありがたい御提言をいただいたと、実は感謝をいたしております。

さらに、さらにですよ、これは、私には調査権限がありませんのでわかりませんが、平成三、四、五、六ぐらいに三ヶ尻正友議員が、株式会社南明荘、青山町六番、ここの代表取締役をしておりますときに、水道局の不納欠損が行われているようです。これは、私は資料を見ることができませんけれども、そのような私に情報が寄せられております。この不納欠損についてもやはり調査すべきだ、このように私は考えています。

さらに、せっかく政治倫理調査特別委員会を開いて弁明の機会を与えようとお誘いをいただいておりますので、ぜひともこのこともこの機会に御調査をお願いしたいのは、議長車に乗って、自分が経営に関与いたしております中津の健康ランド一名前は間違ったらごめんなさいーそこに年間十数回行かれているようです。これは何かといたしますと、私は中津出身ですから、「おまえのところの議長は、議長車で健康ランドへ来ているな」と言われて実はわかったわけです。こういう風聞に対しても、みずから「いや、違う」と言うのであれば、それを証明しなければいかん。そして議会には運行記録というのがありますから、議会が調査しようと思えば、議長車の運行記録を見ればわかるわけです。さらに、これだけではなく杵築の方にもという情報提供があります。これも当然調査の対象になるでしょう。さらに、広域圏議会でさきに出張をある議員とするようになっていたようでございますけれども、途中で気分が悪くなったから、途中で目的地に行かず泊まって帰った。これについても、僕は説得力をなかなか持ち合わせないのではないかなという心配をいたしております。

そこで、この問題を総じて議員の皆さんにお願いをいたしますけれども、先ほど、一つの会派から「三ヶ尻正友議員に弁明の機会を与えなければいけない」、こう言われましたので、ぜひとも今申し上げたすべての問題を調査できる議員倫理調査特別委員会を、議運の皆さん方が提案者になって、ぜひとも設置して、この市民の疑問にこたえていただきたい。これは要約しますと、まず一点目には、先ほど来申し

上げておりますように、設計業者策定委員会に対する不当介入の問題、それから指名委員会の委員長に対する不当介入の問題、自身の市税滞納の問題、自身が役員をしております亀川タクシーの問題、さらには公用車の私的使用の問題、出張の問題、それから水道局の不納欠損の問題。これだけ私もこの場で申し上げた以上は、当然議員の皆さん方にお配りしている政治倫理特別調査委員会を設置していただける、このように期待をいたしておきたいと思えます。これは、先ほど私に説明をしなくて議事をとめていただきました内田委員長、ぜひとも後刻取り扱いをお願いします。

さて、滞納に対する問題でございますけれども、平成十二年度決算で見ますと、滞納総額が、国民健康保険税、市税、合わせますと四十億を超えている。この事態について執行部はどのようなお考えをお持ちなのか。まず、ここから滞納問題は、話に入らせていただきます。

○企画財政部長（須田一弘君） 市税の滞納額、これにつきましては、ただいま議員さんより御説明がありましたように、平成十二年度決算におきまして、約二十七億円というようなことになっております。これにつきましては、私どもも市税の滞納については、市政の重要課題ととらえておきまして、納税課長以下職員が一生懸命頑張っておりますが、これとは別に市長を本部長、さらに助役を副本部長として市税の滞納整理対策本部というものを設置いたしまして、全庁体制で取り組んでおるところでございます。これにつきましては、早期の滞納の解消を図ることが、市民の税金をお預かりしているところの私どもにとりましての最大の課題と考えておりますので、今後も一生懸命頑張りたいと考える次第でございます。

○二十一番（泉 武弘君） 滞納整理に至る経過を見ますと、まず納税通知書、督促状の発送、催告書の発送、即時納付書、最終催告書、差し押さえ警告書、差し押さえ予告書、差し押さえ事前通知書、訪問調査、差し押さえ執行通知書、そして差し押さえとなります。私が一番危惧いたしておりますことは、前市長が、税の滞納問題を議場で一般質問で取り上げられました。そのときに、徴収に勤務した職員が、「市長からもらってこい」、このように言われて、滞納整理の実績が上がらなかったという事実があります。

今回、先ほど私が筆分を示しました。この謄本ですね。ここになぜ換価請求をしないのか、換価請求をどうしてしなかったのか。皆さん方は、議員が他の一般市民よりも厳しい倫理を求められているということは、議員倫理条例で当然おわかりのことです。なぜ換価請求をしなかったか、これを御答弁ください。

○企画財政部長（須田一弘君） 市税の納税の促進ということで、私どもは、財産の差し押さえ、さらにはこれに基づく交付要求、さらには換価手続き等を行うわけでございますが、ただいまの議員さんの御質問の件につきましては、個々の具体的なケースに当たるというようなことでございますので、この点につきましては答弁を差し控えてい

ただきたいと思います。

- 二十一番(泉 武弘君) 他の一般滞納者と同じように取り扱っても、一般市民にしてみますと、そういう公的地位にある人には特段の配慮をしているのではないかと、このように思われるわけです。公的な立場にある人の滞納というものは、他に比して厳しく行われるべきだ。これは言を待たないわけですね。

そこで、平成十二年度の差し押さえ件数。個人でどのくらいの差し押さえが平成十二年度、行われたのか。まずこれについて御答弁ください。

- 納税課長(遠島 孜君) お答えいたします。

平成十三年二月末現在でございますけれども、差し押さえの合計は四千七十七件、金額にして三億五千四百九十六万五千八百六十八円と現在となっております。

- 二十一番(泉 武弘君) この中で給与差し押さえは、何件ありますか。

- 納税課長(遠島 孜君) お答えいたします。

給与差し押さえにつきましては、四百十六件の六百六十五万九千二百六十円でございます。

- 二十一番(泉 武弘君) 国税徴収法を見ますと、給与等の差し押さえ可能額の計算の比較表というのがあります。これは基本額が十万プラス一人当たり四万五千円、このようにして最低限度の生活が保障できるものから一人当たりの加算額をプラスしたものが、生活費となります。そのほかについては当然差し押さえたいというふうになっていきますけれども、そのように理解してよろしいのですか。

- 納税課長(遠島 孜君) お答えいたします。

そのとおりでございます。

- 二十一番(泉 武弘君) この多額の市税滞納について、そういうところまで滞納状況の精査が終わっているのかどうか。ただ交付要求を見ましても、民事訴訟に基づく競売申し立て、強制換価手段というものを当然僕はやるべきだと思っている。またやらなければいけない。なぜかといいますと、税というのは負担の公平化であり、憲法三十条で納税の義務というのがうたわれているわけでしょう。こうなってきましたと、一番の問題は、給与差し押さえができるかどうかという、この個人の分についてそういう整理が納税課で終わっているのかどうか、ここらを御答弁ください。

- 納税課長(遠島 孜君) お答えいたします。

個人の分につきまして、また法人の分につきまして、いろいろのことがあると思いますけれども、通常私どもが行っている分につきましては、その内容を十分精査し、押さえることができる分については押さえをさせていただいております。

- 二十一番(泉 武弘君) ボーナスの取り扱いは、その中でどのような計算をするようになっていきますか。

- 納税課長(遠島 孜君) お答えいたします。

給与差し押さえの基本になります分は、生活保護法に決められている内容に基づいて行っております。先ほど議員が申された計算方法と一緒にございます。

- 二十一番（泉 武弘君） ボーナス等については、月額収入として見ていいということになるのですね。この問題は、担当助役はどちらですかね。三浦助役。助役ね、やはり滞納というものは、日々生活をしている中において起こり得る現象なのです。しかし、差し押さえというのは、もうこれは異常な事態なのです。この分をそのまま放置して、片方で新税の徴収をするということは、税の負担の公平の原則から考えても、私はおかしいと思うのです。

建設部長、あなたが別府に来られて答弁をされたのは、たしか五回ぐらいと僕は覚えているのですが、あなたの担当している建築住宅課の家賃滞納は六千二百万。市営住宅入居のときには請書というのをやるのです。これは保証人です。これに基づいて家賃滞納整理をやらうと思えばできるのです。片方で、税でこの市営住宅の改良をやっていくでしょう。市民税で住宅改良をやっていきますね。片方でその軽減された家賃で入居している人の家賃滞納額が六千二百万。こういうアンバランスな税の徴収というものは、誠に慎まなければいけない。

それからもう一点、住宅改良資金。今、二億一千万ぐらい焦げついているでしょう。死亡した人が申請したり、いない人が申請したり、生活保護者が申請したり、これなんか全部積み残しでしょう。やはり整理すべきことはきちっと整理しないと、市民に納税をお願いすることはできないでしょう。僕が言っているのは、そこなのです。どうしても不納欠損という事態に陥ります。これは地方税法、自治法で不納欠損という、これは仕方ない場面もありますけれども、そこに至る経過の中で、あなた方が、市民が納得できる税の滞納整理をやっているかどうか、このことなのです、一番問題なのは、どうでしょう、十四年度に向けて助役、どういう決意を披瀝しますか。

- 助役（三浦義人君） お答えをいたします。

ただいま、滞納につきましての問題点を指摘されたわけでございます。これは私どもといたしましても、非常に滞納額が多いということでございますが、こんなことで自慢してはいけないうわけでございますが、別府におきましては、やはり税の公平さという観点から、差し押さえについてはかなり厳しく、他市に比べて厳しく取り立てをさせていただいているような状況でございます。今後におきましても、その気持ちには変わりはありません、ということが私どもの基本的な考え方でございます。

- 二十一番（泉 武弘君） 市長ね、まだ新年度の職員の人事異動等の発表がありませんから、滞納整理には特段の努力をしていただきたい。そこで、重点的に滞納整理のための職員配置をしていただきたい。やはり税というものは、三十条に基づいて皆さんは義務を負うわけですから、このことだけお願いしておきたいと思えます。

さて、まとめに入ります。議場で議員が他人の私生活にわたる議論をしてはならない、こういうものがあります。そして、その私生活にわたる議論の中で無礼の議論をされた人は、議会に訴えてその名誉回復を図ることができる。こういうふうに質問される側、指摘をされる側にそれぞれの権利が保障されています。議長、これは当然議員として質問するからには、そこまで覚悟の上で質問しています。このことだけ申し上げておきます。そしてまた、指摘をされる議員には、そういう自分を救済する法律というのが担保されています。このことも、間違いないようお願いしておきます。

そこで、まとめでございますが、議員の皆さん、先ほど私が言いました数点に基づいて、やはり私は調査すべきだ。調査をしなければ、今、口ききという問題で鈴木宗男議員が、国会で証言をさせられました。恐らく大多数の皆さんが納得してないと思う。きょう、この議場で私が問題提起をしました。これに絶対ふたをすることがないように、皆さん方をお願いをしておきます。それで、これは議員みずからがつくった倫理条例に基づく問題です。このことだけは議員として、ぜひとも守っていただきたい。このことだけは再度お願いをしておきます。

市長、一点だけ教えてくださいませんか。これだけサテライトの問題が紛糾しているときに、市長は、だれかに頼んで自転車振興会が何かに、宮崎の場外車券が熊本の場外車券の問題で、だれか行政でもいいのですが、民間でもいいのですが、行かせた経過がありますか。何かそういうことが情報として漏れ聞いていますが、そこだけ確認させてください。

○市長（井上信幸君） その事実は、お願いしたような事実はございません。私の方にも何かお二方が自転車振興会に行かれたという情報は入っておりますが、名前は定かではございません。

○二十一番（泉 武弘君） 議員がどういう行動をしようと、それは自由ですけれども、やはり別府市の名前を使って行くというときには、行政側と十分な協議の上で行かないと、片方で日田サテライト問題が今大きな問題になっているわけですから、行政にそういう相談があったときは、慎重に判断をしていただくようお願いをしておきたいと思えます。

さて、行政改革の問題ですが、教育長、市長部局に比べて一歩おわれています。今までがこうだということで許される問題ではありません。今までは、その勤務条件の中である程度黙認された分がありますけれども、これからは学校給食において勤務時間一杯に働かないときには、これはどういう責任になるか。管理責任。市長も同じです。ごみの収集業務において不燃・粗大のときに一日二時間三十分、普通が可燃が一時間三分。学校給食二百四十五日の中で百八十八日。これは今度、完全に管理責任を問われます。何としても特段の努力をお願いをしておきたいと思えます。（発言する者あり）ちょっと待ってください。

それから水道局長、ひとつほかに余り遅れないように、お願いしておきます。これで終わります。

- 二十七番（浜野 弘君） それでは通告に基づきまして、南部振興と競輪事業について二、三確認と提言を申し上げたいというふうに考えております。

競輪事業につきましては、地元議員でもありますし、施設改善の委員長でもあります河野議員からいろいろと御説明がありました。基本的には私も同じような考え方でございます。そういうことでこれについて今さらいろいろ申し上げるまでもありませんけれども、この中で、河野議員のお話の中で私も「これは本当に……」と思ったのは、やっぱり家族連れで行けるような雰囲気をつくらないと、新しいファンはふえないということは、これは当然だというふうに考えております。

それから、この改修に当たりまして、私も前からいろいろお話を、御意見も申し上げたことがあるのですが、例えば、例えばですけれども、ナイターの設備をするとかいろいろの形の中で周辺の皆さん、別府市民の皆さんがああ競輪場を使えるような形にすると、皆さんからも大変親しみを持たれるのではないかなというような気がしております。そういう意味ではあの改修に当たっては、そういうところをいろいろと精査をさせていただいて、少し河野議員もおっしゃっていましたけれども、企画を今までと違う角度で考えるべきではないかなという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

- 競輪事業課長（岩本常雄君） お答えいたします。

競輪場の施設につきましては、競輪問題検討委員会の答申につきまして、答申内容を尊重し、競輪場施設の改修問題に取り組んでいるところですが、昨今の売り上げの減少及び入場者の減少を見たとき、今後の競輪事業のあり方について総合的に判断をする必要があるのではないかと考えております。しかし、ファンのためにも施設の改修が重要だということは十分に認識いたしておりますので、新年度予算において今後の別府競輪にふさわしい施設改修のための基本計画を策定する予算要求をいたしておりますので、その中で検討していきたいと考えております。

- 市長（井上信幸君） 昨日も申し上げたように、この問題については非常に苦慮しているのが事実であります。改修すべきか否か。それとまた本場での開催によって大きな黒字が出ればいいのですが、本場開催が赤字でございます。やっとなほかの競輪場の場外車券によって黒字転換がなされているというのが現状でございます。

そこで三年前、改修検討委員会の方に私がお願いしたのは、先般も申し上げましたように、十年、十五年、二十年戦略で一応廃止に向けた方向づけは一つありますよと。もう一つは、今の施設を改修していくという方法がありますと。もう一つは、もう皆さん方が結論を出していただきましたように、全面的に新改修、新しく改修していくとい

う新築ですね。この方向づけで三つの点についてお願いしたわけですが、検討委員会では、総額四十五億かけて改修しなさいよという結論が出たようでございます。しかし、現今のこの経済情勢で果たして、というあれがございましたけれども、そうこうしているうちにもうすでに五場、十場が赤字になった。そしてまた、先般の新聞でもございますが、三六%の売り上げの減だというようなことが新聞紙上にも載りましたし、これは大ごとだということで前に行くのもということを一とつちゅうちょしたわけでございます。結果的に、検討委員会の皆さん方も、「あのとき、あのまませんでよかったな」という声もあるわけですね。あのままにしていたら、今ごろ大変だったなと。また、赤字が出ている競輪場は、ほとんどが、そう言うてはなんです、改修に金をかけたところでございます。また大きく改修をかけたところは、なおさらに大きな赤字を出している。こういうことで借金返済もままならないというような状況になっているというのが現状でございます。ですから、この点につきましては、もう一度慎重にやはり考えていく必要があるかと、このように思いますので、どうぞ二十七番議員さんは大変その方では見識がございまして、いろいろとお知恵を貸していただければと思います。

○二十七番（浜野 弘君） 今、市長からも御説明がありました。私もかつてその大改修という中で、今の基金の中で間に合うような形が一番好ましいのではないかという意見を言わせていただいたこともあります。ただ、今言いますように、できれば地元の皆さんに親しんでもらえるという意味も含めまして、前から、課長御存じのとおり、いろいろ開催のないときには地域の人が使えよう、施設を含めたような形ですと、よりその費用も少なく済むし、それから、何となく皆さんが日ごろから出入りをしておれば足が向きやすいといいますが、そういう形のをやっばり今からは考えるべきだと。家族で一緒にみんなで行こうというような雰囲気になるような形をやっばりつくっていかなければ、これはいつまでも残っていかないというようなことになるのではなからうかなという気がしてなりませんので、そういう意味も含めまして、ぜひひとつ今後の改修についてはそういう形を取り入れていただくようお願いしたいと思います。もう今から先は、どうしてもそういう雰囲気の問題によりまして、若い皆さんが、一緒にみんなが行けるといようなやっばり雰囲気づくりを特に考えていくべきではなからうかなというふうに考えますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

時間もどんどん下がってまいりましたので、私も一さつき内田議員が七分で終わりましたけれども一できるだけ早く終わろうというふうに考えておりますが、次に、南部振興のことにつきまして、ちょっと確認という意味も含めまして御質問を申し上げたいというふうに考えております。

南部開発につきましては、去る六月議会で質問をさせていただきま

した。そのときに市長さんからも大変ありがたいお言葉をいただいて、流川入り口は「別府の顔だ」ということで、四代の市長にもわたってあの地をそのままにしておいたということについては大変申しわけない。何とかひとつ早い時期に集中的に審議をして考えないといけないというような話がありました。確かに南部につきましては、松原公園のリニューアル、それから定住人口をふやすための松原住宅、いろいろと施策を講じていただいておりますということも十分わかっておりますけれども、何せあそこがやっぱり南の入り口というような形になりますので、何とかひとつその辺をお願いしたいということで、六月議会でもお願いをしたという経緯がございます。その後、その問題についてどうなったか、ぜひお知らせをいただきたいというふうに思います。

○都市計画課長（松岡真一君） その理由ということでございます。議員御指摘の流川通り入り口付近の整備手法につきまして、都市づくりを担当しております私どもといたしましても、楠港跡地それから竹瓦温泉、寿温泉と一体的かつ有機的なつながりを持たせて開発することが妥当なことだというふうには考えております。ただ今回、楠港跡地の企業誘致が未確定でございます。それともう一つにつきましては、竹瓦温泉につきましても歴史的建造物の保全等に関する委員会、こういう委員会も立ち上げてありまして、ここの近辺につきましては、今から非常に動いてくるころだというふうに考えております。それで、今回につきましては、一応調査費その他つけておりませんで、そういう判断から、非常に重要なところであるのですが、少し時間をいただいた方がよろしいのかなというような感じで、今回は調査はつけておりません。ただ、今議会でも市長が答弁しておりますけれども、暫定的に簡易の駐車場を勘案して財政的それから将来的なことも考えまして、企業誘致が来たときに十分に対応できるような、そういう暫定的なものも駐車場として考えようかなというような答弁もあっておりますので、一応御了解をいただきたいというふうに考えます。

○二十七番（浜野 弘君） わかりました。市もいろいろの事業の企画があるでしょうし、いろいろあろうと思うのですが、この前もお願いしましたとおり、もう市長四代にもわたってそのまま放置をされておることについては、やっぱりどうしてもいまだに流川というのは、大分から来ても、日出の方から来ても、あそこがやっぱり入り口というような形になっておりますので、できるだけ早い時期にいろいろの企画・検討をしていただければ大変ありがたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

今一つは、これに関連しまして、楠会館、楠温泉の問題でございます。

もう今さら申し上げるまでもありません。この楠温泉、もう皆さん御存じのとおり、慶応時代から区営として存続をしておるとい、もう本当に古い歴史のある温泉でございます。そういう中で、昭和九年に、平山市長の時代に楠温泉の改築・美化を条件として無償で市に寄

贈したというようなことの中から、どんどんいろいろなことがありまして、最終的には昭和三十九年に今の楠会館というのができ上がったというようなことでございます。この前もこれを申し上げましたけれども、そのときの時代としては、戦後のああいいう中で少しでも、温泉よりもその周辺に全部商店をというような形で、今のような形になったということも私も十分理解をしておりますが、今は、また時代が変わりまして、やはり昔の歴史あるもの、それからいやしの時代というような形の中で、今のままではどうにもならないという、もう大変見るのにかどうかというぐらいな会館になっております。この辺につきましても、前回の質問の中で、楠会館については周辺の商店街の活性化を考えた場合でも、昨年の三月に策定した別府市中心市街地活性化基本計画を通して旧来のそういういろいろの情緒ある楠温泉をイメージする施設を考え、名勝としても集客できるようなものに考えていきたいというふうに当局の方からも話があります。どうかひとつ今後、十分に協議をしていただいて、それにつけて検討していただきたい。どうしても南については、あの二つが一番入り口になる。あそこに来て、もう流川から南の方には入らないというお客さんがたくさんやっぱりいらっしゃいます。やっぱり何かそこに、このうちも申しましたが、竹瓦温泉と並んで最も由緒ある楠温泉、これの復活を名所としてでもやっぱり考えていただくことによって、南がまた生き返ってくるのではないかなというふうな考えを持っております。

これで終わりますけれども、ぜひひとつその辺の見解をお願い申し上げます。

○商工課長（溝口広海君） お答えいたします。

議員御指摘の楠会館につきましては、築三十八年を経過しておりますが、もう老朽化が目立っておりますが、現在まだ一階には二区画が店舗入っておりますし、二、三階に十六世帯が入っております。こういう現在の入居者の問題、店舗の問題等々ございますので、今すぐ計画段階ですので非常に難しゅうございますが、私どもも将来、計画に移る段階のために新規の募集もしておりません。それから現在入っておる方の使用許可も、過去は三年間ということでやっておりましたが、今後は一年という形で使用許可をいたしまして、今後、計画段階に入ったときにスムーズに事が運ぶように努力をしていきたいというふうに考えております。

○十七番（清成宣明君） いよいよ二十五番目、最後であります。いつも言いますけれども、くじ運が非常によくて、これで何回目の最後かなと思っております。きのう、七時四十五分ぐらいに終わりました、おとといは八時四十五分でした。きょうは一時間やれば六時半かなというふうに……、（発言する者あり）だんだん一時間ずつ早くなっておりますので、やっていきたいと思っております。

まず、一番の景気と雇用対策についてでありますけれども、これはもう、どう言いますか、十四年度の予算、それから雇用対策について

も県からの補助を受けた緊急地域雇用創出事業、特別事業ですか、ということいろいろ配慮をいただいております。一気に解決をする問題ではありませんけれども、ぜひひとつ頑張ってください、かつて私がここで、別府市に観光経済部はある、確かに観光はあるけれども、どうも経済の方が無い、ということをお願いすることがあります。どうぞひとつこれに向けて精いっぱい努力をお願いをして、この項は答弁は要りません。終わります。

二番目に移ります。観光行政についてでありますけれども、観光宣伝についてということ、これは「観光費」、「観光宣伝費」というふうに書こうかと思ったのですけれども、これについて観光のエキスパートがたくさんおられまして、るるお話がありました。一点だけ私の考え方を申し述べて、これも一点で終わろうと思います。

まず、昨今考えていただくと、大分県からいろんな情報発信をしました。山香町の悲しい事件、これも全国的に大分から情報を発信したわけではありますが、これはもう大変残念な発信でありました。ただ、別府ではなかったのですけれども、「別府」の名前もちりりと出て非常に残念だったわけですけれども、それと今度はいい方ですけれども、今、大阪公演をやられている、東京公演、大阪公演の中村勘九郎さんを中心とした、油屋熊八翁をモデルにしたロングランということ、これはもう大変いいことだろうというふうに思います。

これについて考えて見ますと、どこでどういうふうに結果的になったか、私もよく経過は知りませんが、そう大して別府市がお金を使わずにいい宣伝をしていただいた。これを宣伝費に直すと、一説には十万人のお客さんが見えていただいて、その人たちがおうちに帰ったり、あるいは口伝え、あるいは口コミで伝わっていくと、百万人ぐらいの人たちにこの「別府、別府」という名前、それから「油屋熊八翁」の名前、あるいは別府温泉のこと、あるいは「湯けむり」のことが、この二カ月間、随分恐らく全国で流されている。これは非常にいいことだなと。しかも、ある意味では宣伝費を使わずに宣伝ができた大きな結果ではなかろうかなというふうに思います。

それから、ここ一、二カ月のうちで全国ネットに乗った大分県の一番の宣伝は何だったろうかなというふうに考えて見ますと、実はワールドカップの中での、私は中津江村のカメルーンの国の選手がやって来るという話ではなかろうかなというふうに実は思っております。すでに某テレビ局で四回放送していただきました。今度は五回目をやってくれるということで、これぞまさにカメルーンを呼ぶための費用はかなりかかっていると思います。これからもかかるとは思いますけれども、全国に向けて発信したこれを宣伝費及び宣伝に直すと、大変な効果だろうというふうに思うわけでありました。残念ながら別府にはキャンプ地はありませんでしたけれども、あのテレビを見ていて、カメルーンは大分で試合はしないそうでもありますけれども、あんな小さな村に来て、一生懸命村の人たちも頑張っている。それから、村の人たち

の素朴といいますか、一生懸命やっている姿は、実に全国ネットに乗せて、大分県の方言が出てきますから、わざわざ注釈つきでテロップが流れるわけでありますけれども、いかにも素朴でいいところだなと、私もつつい、日本の次はカメルーンを応援してあげようかなというふうにした次第であります。これもいわゆる宣伝費としては余り使わずに全国ネットに乗って、しかもまだ五回目である。これが本番までにまだ相当数の回数があるのだろうというふうに思っております。これも一つの宣伝、あるいは宣伝費であろうかと思えます。

私がきょう申し上げたいことは、中津江村が何で脚光を浴びたかということでありますけれども、たまたま立候補して誘致に成功した中で、人口が一番少なかった。しかも村である。こういうところでどうなるのだろうという一つの興味本位が、マスコミを取材に走らせ、またそれが全国ネットに乗っていった。これは、ある意味ではいかに特色があったか、裏返せば本当に特色のあることである。いわばこれが観光の原点であって、やっぱり特色がないとだめだと、午前中ですか、二十四番議員さんでしたか、ありましたけれども、そういった意味では、やはり別府観光も今後はそういう特色を売り出しながら、宣伝費、宣伝活動とは別の次元で、やはりいいものはいい、興味があるものは興味があるという形でもってやっていく姿勢をぜひ買っていただきたいなということでもあります。ポスターもよろしゅうございましょうし、パンフもいいでしょう。しかし、やはりそこに来て、あるいは来る人たちが興味を持ってくる形を、これは言葉がいいのかどうかわかりませんが、まさに他人の何とかで相撲を取る、という言葉がありますけれども、これすら観光宣伝、あるいは観光宣伝費というふうにも考えてもいいのではなからうかと思えます。たしか一般質問の答弁の中で、勘九郎さんのあの劇をこちらへという話がありました。ちょっと難しいようでもありますけれども、市長がおっしゃっていましたようなイベントもまた企画をしていただきたいというふうに思います。

観光課長と打ち合わせのとき、冗談で、もういっそのこと「湯けむりの缶詰」をつくって売り出したらどうかい、と言う話もしました。これはあくまでパロディーであって、温泉を入れた缶詰をつくって、「沸かしてから缶を開けてください。湯けむりが出ますよ」というお話もしましたけれども、どうぞひとつ、これをつくれとは言いません、売れるかどうかは責任が持てませんから。かつて私は、北海道のオホーツクの流氷の缶詰、それから日光のもみじの缶詰、東京湾のヘドロの缶詰とか、いろいろ十種類ぐらい考えて、売れるかなと思ったことがあったので、そういう話をしましたけれども、やはり何か特色をこれからも出していただいて、大いに努力をしていただきたいというお願いをします。本当はこれを随分やりたかったのですけれども、趣旨はわかっていただけだと思いますので、どうぞ知恵を出していただいて、いろんな意味で情報発信をして、興味を持たれる別府に、より一層の御努力をお願いしたいと思います。これも答弁は要りません。

次、三番の野口原の総合グラウンド。

きのう、教育次長は「野口原サッカー場」という、実相寺はサッカー場ありますけれども、私、基本的には野口原はサッカー場はないというふうに、陸協の役職者としては理解しておりますので、きょうは、その辺を間違わないように御答弁をいただきたいのですが、今度、市長の英断であそこの整備に取りかかってくれるということで、大変実は喜んでおります。大変喜んでおりますので、どうぞひとつ継続的にきちっと整備をして仕上げていただきたいというお願いを、まず第一点にしておきたいと思えます。

それから、その中でありますけれども、佐伯の陸上競技場、日田の陸上競技場の話がありました。それから一種、二種、三種の話もありました。基本的にその辺のことをよく理解ができています方、できてない方、いろいろあるかと思えますけれども、残念なことに別府市は、あの競技場を幾ら整備をしても、いわゆる練習場といいますが、サブグラウンドがありませんので、一種、その他は非常に難しい。せいぜいできて三種だろうというふうに認識をしておるわけですが、ソフトボール場、野球場をなくしてサブグラウンドをつかって、そこで練習ができるというような状況になれば、これは一種も可能でありますけれども、そういう状態にはほど遠いだろうという認識をしております。ただし、やはり少なくとも次にやっていただけるのは、オールウェザーのグラウンドというふうに大変期待をしております。したがって、その件をお尋ねしたいわけですが、もう一点続けて、そのスタンドをよくする、それから後ろのちょっと道路を広げるということでありましたけれども、青高側の道路でありますけれども、非常に離合が難しい、あるいは競技場にこう、がけがそそり立っているので、ぜひこの件についてもお考えをいただいて、距離的には百五、六十メートルだろうと思えますので、将来計画の中でぜひ織り込んでいただいて計画的に実行していただきたいというお願いをぜひしたいと思えます。でないと、周辺整備ができて、あそこだけがちょっとというわけにはいきません。

それと、ここタイトルに書いておりますように、利用者最優先の改良をということは、これは、実は陸上競技場は、今、夕方、夜行かれてごらんになっていただければわかると思うのですが、いわゆる陸上競技協会、我々は何か催し物をするときは使用料を払ったり、いろんな手続きを踏んでおりますけれども、いわゆる俗に言う市民ランナー、あるいは歩く方が、自由自在に実は出入りをしておるところでございます。それから、フェンスのつくり方によっては、これはいかにも入るなど。本来競技場、きちっとできてしまっただけで結構でありますけれども、比較的自由に出入りができるような、楽しみでジョギングをしたり、どの組織にも属さずにやっている方もたくさんおられますので、そういった方々への配慮もひとつ実はぜひお願いをしたいな。一種公認になれば、当然フェンスがあって、グラウンドは外

にあるという形になればいいのでありますけれども、残念ながらそこまでは難しく思うので、その辺の配慮をひとつお願いをしたいと思います。

それともう一つ。あそこは、都市計画法による都市計画道路が、ビーコンの前から野球場を突っ切り、陸上競技場を突っ切り、青山高校のグラウンドを突っ切り、それから青山高校の校門のところを通過して道路が行くように実は計画がなっております。これはいろんな制限があるかと思しますので、将来計画の中で、今、都市計画法を変更してあそこをそのままという時代が来るのではなかろうかと思しますので、建物を建てる時、その他については、後で遺漏のないようにひとつ措置をやっていただきたいというふうに思います。これについて何か御答弁があれば、簡単で結構です。

○スポーツ振興課長（木村善行君） お答えいたします。

私ども、野口原の総合運動場につきましては、位置も大変すばらしい位置にございまして、景観もよろしゅうございます。その中で陸上競技場それから軟式野球場、ソフトボール球場というような競技場がございまして、「総合運動場」というような表現を使わせていただいております。恐らくこれを計画的に整備をしていけば、当然目指すスポーツ観光のまた一つの拠点になろうというふうに思っておるところでございます。その中で、今回、陸上競技場を中心としまして周辺の整備をさせていただくということで、四点ほどの整備をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

そこで、どの程度の整備かということでございますが、平成十四年度につきましては周辺整備、それから以降につきましては、グラウンドの整備を進めさせていただきたいということでございます。先般、市長の方からも「全天候」というような御表現をしておりましたけれども、私どももそういう気持ちでありますし、また、いわゆるグラウンド整備にはアンツーカーというやり方もあります。どちらがいいのか、またこれは清成議員さん、陸協の会長として陸上振興にも御尽力をいただいておりますので、その辺はお話をさせていただきながら、また計画を進めていきたいと思っておるところでございます。

それから、道路整備の件でありますけれども、もちろん周辺整備というのは、利便性を高めるということでございますので、その辺も関係課と協議をしながら進めさせていただければというふうに思っております。

それから利用者の優先ということ、それから市民ランナーが利用しているというようなことでございます。確かに私どもも陸協の専門の方々が行っている風景と、それから一般の市民ランナーというのですが、御利用いただいております風景は、いつも見ております。そういう状況で、要は私どもは基本的にはやはりグラウンドを立派に整備すれば大切に使用させていただきたいという気持ちもございまして、したがって、その辺のところをどう今後対応していくのかということにつき

ましては、グラウンド整備が終わるぐらいまでには何か方向性をやっぱり見つけてやらなければいけないのかなというふうに思っておるところでございます。

それから、最後に都市計画の関係でございます。これにつきましても、都市計画課と御相談を申し上げながら進めさせていただければというふうに思っております。

○十七番（清成宣明君） 大変ありがたい答弁をいただきました。ぜひ、大変なお金がかかること、もう市長も重々、陸協の会長をやられていて御存じでございますので、時間はかかるかもしれませんが、特段のひとつ御努力を心からお願いを申し上げたいと思います。この項は、これで終わりたいと思います。

さっき、観光のところちょっと一つ言い忘れしました。三月八日の大分合同新聞の夕刊でありますけれども、大変残念な記事が載っておりました。もう観光課長はお入りいただかなくても結構ですけれども、「別府署の交番に高齢の女性二人が『こんなにたばこの吸い殻が落ちていましたよ』とビニール袋を持って訪れた。関西からの観光客で、久しぶりに別府市に来て、中心部の歩道に捨てられた吸い殻の多さにびっくり。ボランティア精神を発揮、コンビニエンスストアでビニール袋を買い、吸い殻を拾いながら交番まで来た。『昔はこんなにひどくなくなった。観光客のマナーが悪くなったのでしょうか、それとも市民のマナーが悪いのでしょうか』と嘆いた」ということで、「ビニール袋を渡された署員は、困惑しながらも、観光に来てごみ拾いとは頭が下がる」という記事が載っていました。何回もきょう、この三日間、いわゆるホスピタリティーの話が出ておりましたけれども、やはりこれはひょっとしたら市民のマナーが悪いのか、観光客の方のマナーが悪いのか知りませんが、ぜひこれは、ひとつこういうことのないようにきれいなまちに仕上げる努力をしたいなど。私もたばこを吸いますから、極力迷惑をかけないように吸っておるつもりでありますけれども、やはりついつい不心得者がたくさんおるのだなということ、は、嘆かわしいなというふうに思っております。

次に、四番目にまいります。さきの議会でいわゆる民間資金の活用できるPFIというお話を、東京調布市の事例を挙げて「いかがか」ということで申し上げました。きょうは、実は私も助役さんを初め議員さん方とニュージーランドに行かせていただいたわけですが、その帰り、関空から福岡空港までの飛行機の中で実は読んだ新聞がありました。二月十六日の産経新聞の朝刊でありますけれども、大阪府の摂津市は、もう大変な財政難のようですね。ここも平成十五年度末で三十九億円の財源不足が見込まれるというのが、摂津市だそうあります。そこで、この閉鎖したプール、プールを閉鎖したのだそうです、赤字続きのプールを。この閉鎖したプールの、その跡地利用をどうするかという問題になって、PFIでやろうということになったようです。このPFIを、どう言いますか、民間を含めたコンサルタン

ト会社に頼めば年間一千万円ぐらいかかる。ついに自前でP F Iの推進室をつくるということを決めたようでありまして、年間三十万円でその専門家を雇って委嘱をするということをはじめたようです。P F Iの推進グループは、市政推進課内に設置をして職員を三、四人配置してノウハウを蓄積して、この事業をやり遂げる。すでに、決定をしているわけではないようですがありますけれども、プールの跡地には老朽化した総合福祉会館などの機能を移転したプール併設型の施設建設が有力であるという記事が、実は載っておりました。

御多分に漏れず別府市も財政的に大変な状態であるという認識であるわけですが、ぜひひとつこの際、市長、別府市もいろんな課題が山積しております。美術館の話もありました。それから、ラクテランチの下の土地の話もありました。楠港も残っております。それから旧新日鉄の跡地もあるわけがありますけれども、どうぞひとつ、科学博物館、扇山の老人ホーム、数え上げればきりがなくいろいろゆる社会資本の整備、あるいは市民のための市営住宅も含めてさまざまなことをやらなければならないということでもありますので、以前にも申し上げましたけれども、ぜひ自前で本当に勉強していただいて、安い経費でといいますか、つくり上げるように努力をこの際すべきではないかというふうに思うわけがあります。十二月議会で「P F I」という言葉を、たぶん別府の議会で初めてだったろうと思うのですが、その後、御存じだろーと思えますけれども、すでに「P F I」という言葉が新聞紙上、あるいは大分市、県あたりでかなりささやかれる、あるいは現実に文字として出てくるようになりました。時代がそういう要請であるならば、ぜひひとつ自前のP F Iをできるような体制づくりと、それに向かったの努力をしたらいかがかというふうに考えるわけがありますけれども、その答弁をお聞きして、終わりにしたいと思います。

○企画調整課長（藤原洋行君） お答えいたします。

このP F Iにつきましては、先般の議会でも議員さんの方から御指摘がございまして、また先ほどの産経新聞、そういった部分も御指摘を受けまして、私どもでも調査をいたしております。それで、大阪の摂津市につきましては、議員さん御指摘のとおりでございます。そういった部分で、私ども別府市としましては、当然のことながら、現在いろんな文化施設等について検討いたしておる状況がございます。そういった中での方法としましては、このP F Iにつきまして有効な手段であろうと考えている状況がございますので、今後、私どもの課で内部検討しながら、またどういった形で取り組みができるのか、また自前方式でできるのかどうかにつきましても、前向きに検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○市長（井上信幸君） 今、課長が答弁したとおりであります。この点についてやっぱり十分に研究・検討を重ねなければいけない。今、摂津市の例が出ましたけれども、先般もマスコミにも載っておりました

けれども、大阪、関西地区十市を中心といたしまして二十二の都市が、赤字転落危険都市というふうになっております。幸い職員も頑張っていていただき、議員の皆様方や市民の皆様方が、大いに協力していただいておりますので、別府はその方向づけはないということを、ここで釈明しておきます。

○副議長（佐藤博章君） これをもちまして、一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事は、終了いたしました。

あす十三日から十九日までの七日間は、委員会審査及び休日等のため、本会議を休会とし、次の本会議は、二十日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時五十七分 散会